

令和7年度 第2回 上尾市いじめ問題対策連絡協議会

令和8年2月19日（木）

午前10時00分から午前11時30分まで

上尾市役所7階 教育委員室

報告1：令和7年度いじめの防止等のための施策、取組について	資料1	P1
報告2：上尾市におけるいじめ問題の現状把握、分析等について	資料2	P4
報告3：上尾市いじめ問題再調査委員会調査結果を踏まえた再発防止策の実施について	資料3	P8
協議：令和8年度におけるいじめの防止等のための施策、取組（案	資料4	P13
上尾市いじめの防止等のための基本的な方針の改訂について	資料5	P14
上尾市いじめ重大事態対応マニュアルの改訂について	資料6	P46

<参考資料>

上尾市いじめ問題対策連絡協議会運営規則

上 尾 市
上尾市教育委員会

1 いじめの防止等のために上尾市が実施する施策

- (1) 上尾市いじめ問題対策連絡協議会
 - ①第1回 令和7年5月15日(木)
 - ②第2回 令和8年2月19日(木)
- (2) 学校を支援する取組
 - ①「いじめのない学校を目指して(教師用指導資料)」を活用した研修
 - ②「生徒指導及び教育相談に係る研修動画」シリーズを活用した研修
 - ③上尾市立小・中学校生徒指導主任研修会
- (3) 相談しやすい環境を整備する取組
 - ①子ども・いじめホットライン・ホットメール(年間)
- (4) 家庭・地域・関係団体と連携を図る取組
 - ①夢を育み 未来を創る 子供すこやかシンポジウム
(令和7年7月28日(月)オンライン開催)
 - ②青少年健全育成 学校・家庭・地域フォーラム
～大人が子供の成長を見守る環境をつくるために～
(令和7年11月26日(水) あげお富士住建ホール(上尾市文化センター))
- (5) いじめを許さない気運を醸成するための取組
 - ①なかよく楽しい学校生活を送るための標語(11月)
 - ②人権標語・人権作文(5月～6月)
 - ③「いじめを考える授業」研究協議会(道徳/小学校)
(令和7年9月30日(火)授業者:上尾市立大谷小学校 高橋 美穂 教諭)
 - ④上尾市いじめ防止子供サミット
(令和7年12月26日(金)上尾市立富士見小学校)

2 いじめ防止等のために学校が実施する施策

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づいた取組(年間)
 - ①各小・中学校いじめ防止基本方針の学校ホームページ掲載
 - ②いじめ認知報告及び見届け報告(随時)
 - ③いじめに対する「行動宣言」の実施や、「いじめを考える授業」、「いじめが起きにくいクラスづくり」などの取組
 - ④小学校…「上尾市『いじめ根絶』小学生の誓い」の活用
 - ⑤中学校…「上尾市『いじめ根絶』中学生宣言」の活用
- (2) いじめの早期発見
 - ①学校の生活アンケート・児童生徒(毎月)
 - ②子どものサイン発見アンケート・保護者(学期1回)



令和7年度いじめ根絶事業について



未然防止

5月
人権標語・人権作文

児童生徒の人権意識の高揚を図り、児童生徒の日常生活や学習経験に基づいた人権に関する作文や標語を募集する。

9月
なかよく楽しい学校
生活を送るための標語

いじめをなくし、なかよく楽しい学校生活を送るための標語を児童生徒に募集する。

12月
上尾市いじめ防止
子供サミット

「いじめ防止」に向け、「上尾市いじめ防止子供サミット宣言」の採択等、児童生徒が主体的な活動を行う。

通年
各中学校区で実施する
いじめを防止する取組
の推進

小・中学校が連携し、児童生徒が自主的、実践的に、いじめを防止する取組を実行する。

早期発見

7月
夢を育み 未来を創る
子供すこやか
シンポジウム

いじめ防止に係る各中学校区の取組について共有するとともに、児童生徒、保護者、地域とパネルディスカッションを行う。

通年
「いじめのない学校を
目指して」
資料の活用

いじめの兆候をいち早く把握して、迅速かつ組織的に対応できるように研修を行う。

通年
子ども・いじめホット
ライン・ホットメール
(教育センター)

児童生徒や保護者が、24時間相談できる環境を整える。

通年
生活アンケート
(児童生徒 毎月)
(保護者 毎学期)

いじめ等に関する情報を迅速に認知し、早期に対応を図る。

早期対応

5月 12月
生徒指導主任会議

上尾市内小・中学校の生徒指導主任が集まり、生徒指導力向上に向けて、各校の課題や成功事例を共有し、指導力を高める。

9月
「いじめを考える授業」
研究協議会

授業研究会をとおして、いじめを許さない機運を醸成するための授業づくりを研修し、いじめ問題に対する指導力を高める。

11月
青少年健全育成 学校・
家庭・地域フォーラム

学校と教育関係諸機関との連携を強め、生徒指導を効果的に推進できるようにする。

通年
法令及び、条例の改訂
における周知徹底

「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針」等改訂について、学校に周知徹底を図る。

安全で安心な学校

いじめ防止!!

つなげる！スマイルサイクル



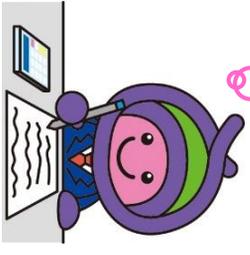
【構想イメージ図】

各取組をつなげ、小学校と中学校をつなげ、そしてみんなの笑顔につながります！

●月▲日に、
中学校区内
全校で★★★
をしよう！



アンケートを
とって取組を
振り返ろう！
また■■■■を
改善して
再実施してみ
よう！



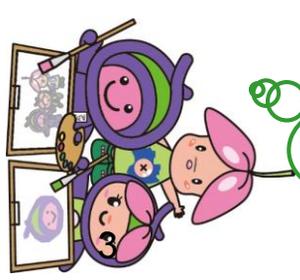
**上尾市いじめ防止
子供サミット**
いじめをなくすための
取組を中学校区で計画

**取組の振り返り
及び再実施**
中間報告をもとに、
改善を図り、再実施



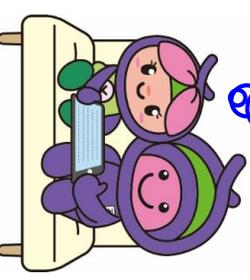
取組の実施
サミットで決定した
児童生徒の主体的な取組
を中学校区で実施

みんなで
準備！
みんな
で
実施！

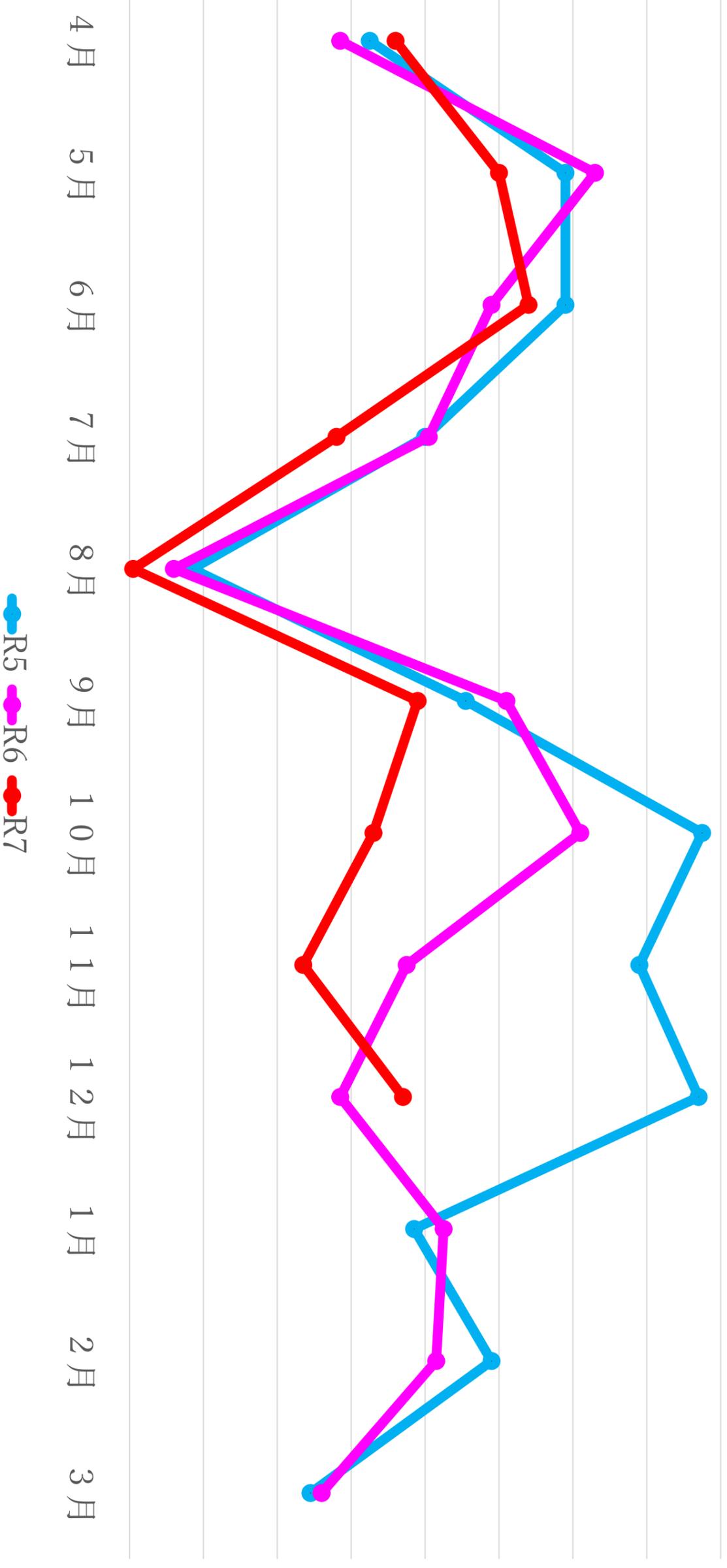


夢を育み 未来を創る
**子供すこやか
シンポジウム**
各校の取組の中間報告
代表校は映像を用いて報告
(代表校は中学校区で協議して決定)

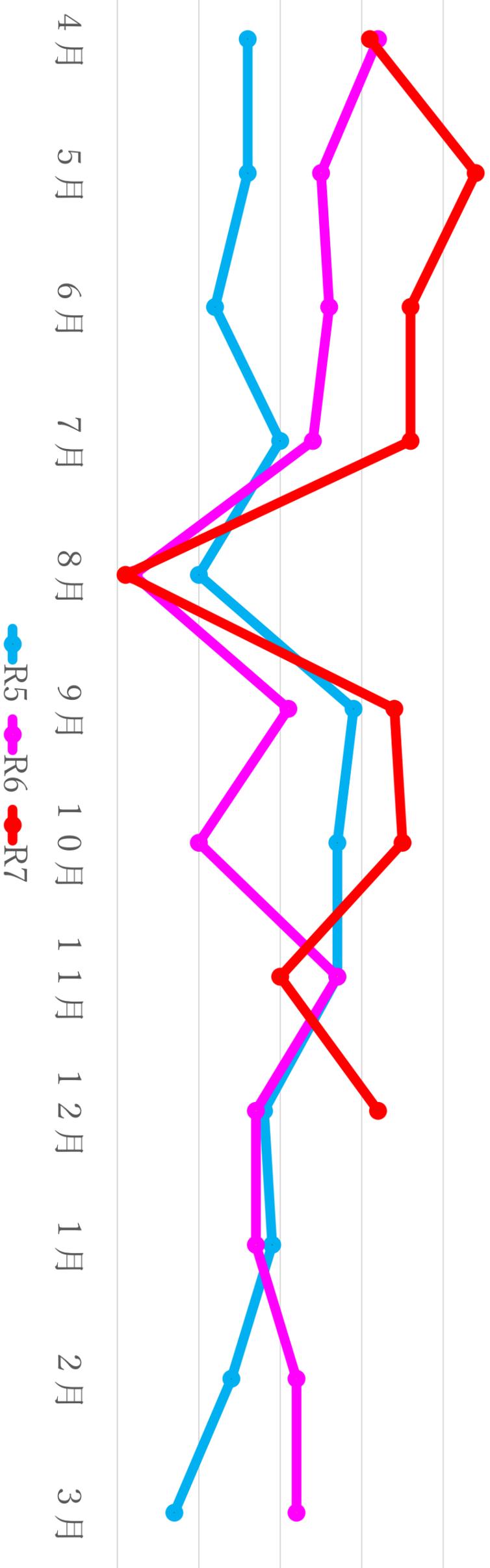
成果と課題を
まとめよう！
他の地区の
取組を参考に
しよう！



いじめの月別認知件数の推移（小学校）



いじめの月別認知件数の推移（中学校）



上教指第2159号

令和7年12月22日

上尾市長 畠山 稔 様

上尾市教育委員会教育長

上尾市いじめ問題再調査委員会調査結果を踏まえた再発防止策の実施
について

このことについて、令和7年10月30日付け上総第801号により通知された、調査報告書に記載の7項目の提言を踏まえ、下記のとおり再発防止策の着実な実施を図ってまいります。

記

1 原調査委員会作成の原調査報告書における提言との関係

原調査委員会の提言については、既に以下の取組を着実に実施しており、今後は、取組を継続するとともに、内容について見直しを図ってまいります。

①いじめ重大事態対応マニュアルの作成

令和5年8月に策定し、各学校に通知しております。

②管理職及び教員へのスキルアップ研修の実施

令和5年8月には、校内研修資料を作成し、全小・中学校で研修を実施いたしました。また、令和6年8月には、上尾市スクールロイヤーによる研修会の実施、令和7年7月からは、研修動画を作成し、各校に通知いたしました。

③専門職及び専門機関の活用

従来から、スクールソーシャルワーカー等を派遣しております。

④「学校支援チーム」の構成

「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」を令和7年1月に改訂し、専門家等による調査組織への参画を明記いたしました。

⑤いじめの予防教育プログラムの導入

令和5年度より、「上尾市いじめ防止子供サミット」を毎年度開催しております。

2 初期対応について

初期対応が適切になされていないことにより、その後の事案の解決が図られなくなったり、被害がより深刻化したりするなどの影響も考えられるとの提言を踏まえ、いじめの初期段階で深刻化を防ぐ取組を確実に実施してまいります。

①情報の適切な収集

従来からのアンケート調査に加え、令和6年12月には、ICT端末を使用した子供の相談環境の整備を実施しております。

②児童生徒のいじめに係る報告書の見直し

新規に報告様式の見直しを検討しております。

③児童生徒のいじめ防止に対する意識及びスキルの向上

令和6年8月から、上尾市スクールロイヤーによる「いじめ防止教室」を実施しております。

④いじめの初期対応についての教職員研修の実施

令和6年8月には、上尾市スクールロイヤーによる研修会を実施しております。

3 正確かつ詳細な記録の作成

聴取の際に正確かつ詳細な記録を作成、保存することについては、その必要性を深く受け止め、既に実施されているものも含めて見直し、改善を図ってまいります。

①適切な聴取の実施及び聴取録の保管ルールの設定

令和5年8月に策定した、「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に保管期間を明記するとともに、令和7年1月に改訂を行い、保管方法についても明記しました。

②聴取方法等に関する実践的な教職員研修の実施

令和7年7月に、聴取方法及び聴取記録様式例に関する研修動画を作成し、各学校に周知いたしました。

4 指導と聴取の峻別

学校におけるいじめの組織的な対応については、学校現場で従来から実施されている指導の在り方を含めて見直し、改善を図っていくために、以下の取組を推進してまいります。

①組織的な対応についてのフロー図の見直し

従来から作成している、「いじめのない学校を目指して（教師用指導資料）」の見直しを図ってまいります。

②指導と聴取の峻別を身につける実践的な研修の実施

令和7年7月に、聴取と指導の峻別に関する研修動画を作成し、各学校に周知いたしました。

5 学校・教育委員会として主体的に支援策・指導方針を示していくこと

学校・教育委員会は教育の専門的な機関であること強く自覚し、その連携体制の構築のために、以下の取組を推進してまいります。

①学校と教育委員会の連携フロー図の作成

令和5年8月に策定した、「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に、学校と教育委員会の連携フロー図を明記しました。今後も引き続き見直し及び改善を図ってまいります。

②適切な支援体制の構築

「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」を令和7年1月に改訂し、専門家等による調査組織への参画を明記しました。

6 調査委員会の委員の活用

いじめ問題調査委員会の委員などの専門家の見地からアドバイスできる体制を構築することについては、その重要性を踏まえ、以下の内容を検討してまいります。

①調査委員会の所掌事務に関する内容の見直し

いじめ問題に関する問題調査委員会の活用について、検討してまいります。

②スクールロイヤーの活用

令和6年7月より、スクールロイヤー活用事業を実施し、スクールロイヤーが、学校からの相談に応じ、法的な側面から助言を行える体制を整えております。

7 いじめ重大事態調査ガイドライン改訂版に従った制度の見直し

国のいじめ重大事態調査ガイドラインの改訂を踏まえ、上尾市の重大事態対応マニュアルは既に改訂されており、今後も継続して見直しを実施してまいります。また、その改訂のスケジュール等の公表及び報告の方法についても検討してまいります。

①「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」の見直し

国のガイドラインの改訂を受け、令和7年1月に「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」を改訂しております。今後も実践的に活用できるマニュアルとなるよう見直しを図ってまいります。

②改訂内容の公表及び報告

基本方針及びマニュアル等の改訂の際には、そのスケジュール等について、上尾市教育委員会及び各学校のホームページに掲載してまいります。

再発防止策について

1	提言項目	原調査委員会作成の原調査報告書における提言との関係について			
	提言概要	原調査委員会の提言が重要であり、既に実施されていることを期待するが、未実施なら迅速に対応し、改訂されたガイドラインに基づいたマニュアル作成と研修を実施すること			
	取組内容	ア	いじめ重大事態対応マニュアルの作成	①「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」を策定（令和5年8月）	【今後の取組】 ○原調査委員会の提言については、着実に実施している。 ⇒取組を継続するとともに、内容について見直しを随時行っていく。
		イ	管理職及び教員へのスキルアップ研修の実施	①生徒指導主任会議（毎年度2回：令和7年度7月及び12月）の実施（従来から実施） ②研修動画の作成（令和7年7月から配信） ③スクールロイヤー研修会の実施（令和6年8月から実施） ④校内研修に係る参考資料の作成（令和5年8月） ⑤青少年健全育成 学校・家庭・地域フォーラムの実施（令和7年11月26日に内容を変更して実施）	
		ウ	専門職及び専門機関の活用	①スクールカウンセラーの配置 ②スクールソーシャルワーカーの派遣 ③教育相談員及び心理専門員による支援	
エ		「学校支援チーム」の構成	①「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に専門家等による調査組織への参画を明記（令和7年1月改訂）		
オ	いじめの予防教育プログラムの導入	①上尾いじめ防止子供サミットの実施（令和5年度以降毎年実施） ②なかよく楽しい学校生活を送るための標語の作成（従来より実施） ③上尾市生徒指導推進協議会啓発資料の配布（従来より実施） ④上尾市スクールロイヤーによるいじめ防止教室の実施（令和6年8月より）			
2	提言項目	初期対応について			
	提言概要	初期対応として、早い段階から情報収集を行うこと、児童生徒のいじめ防止に対する意識及びスキルの向上を図ること、教職員もいじめが発生した際に対応できるスキルを身につけるための研修を行うこと			
	取組内容	ア	情報の適切な収集	①早期発見のためのアンケートの実施（従来から実施） ②子ども・いじめホットライン・ホットメールの設置（従来から実施） ③子供の相談環境の整備（令和6年12月）	【今後の取組】 ○児童生徒のいじめに係る報告書の見直し ⇒報告様式の項目を見直し、初期対応として実施すべき内容が確実に実行されるようにするとともに、教育委員会が実施状況を適切に把握できるようにする。
		イ	児童生徒のいじめ防止に対する意識及びスキルの向上	①「いじめを考える授業」研究協議会の実施（従来から実施） ②「いじめのない学校を目指して（教師用指導資料）」の作成（毎年度修正し学校に発出 3月から4月） ③上尾市スクールロイヤーによるいじめ防止教室の実施（令和6年8月より）	
ウ		いじめの初期対応についての教職員研修の実施	①「いじめを考える授業」研究協議会の実施（従来から実施） ②「いじめのない学校を目指して（教師用指導資料）」の作成（毎年度修正し学校に発出3月から4月） ③上尾市スクールロイヤーによる研修会の実施（令和6年8月から実施）		
3	提言項目	正確かつ詳細な記録の作成、保存について			
	提言概要	正確なメモを取り、誘導しない聴取をし、客観的に情報を取得すること、聴取録を作成した場合のため、保管のルールを明確に定めておくこと			
	取組内容	ア	適切な聴取の実施及び聴取録の保管ルールの設定	①聴取方法及び聴取記録の様式例に関する研修動画の作成（令和7年7月から配信） ②「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に保管期間（令和5年8月）及び保管方法（令和7年1月）を明記	【今後の取組】 ○「いじめのない学校を目指して（教師用指導資料）」に聴取方法及び聴取記録の様式例に関する内容を追加 ⇒年度当初の校長会で全体周知を行い、全小・中学校において適切な聴取が実施できるようにする。
イ		聴取方法等に関する実践的な教職員研修の実施	①聴取方法及び聴取記録の様式例に関する研修動画の作成（令和7年7月から配信）		

4	提言項目	指導と聴取の峻別		
	提言概要	学校におけるいじめの組織的な対応（方針決定、役割分担、結果の共有）を行うこと、指導と聴取の峻別を身につける実践的な研修等を実施すること		
	取組内容	ア 組織的な対応についてのフロー図の作成	①「いじめのない学校を目指して（教師用指導資料）」の作成（従来から）	【今後の取組】 ○「いじめのない学校を目指して（教師用指導資料）」の内容の見直し ⇒フロー図については、いじめの組織的な対応（方針決定、役割分担、結果の共有）対応の流れとともに具体的な対応例を示すなど、実践的に活用できるものとする。 ○聴取と指導の峻別に関する研修動画のさらなる活用 ⇒研修動画の内容について、生徒指導主任会議等でロールプレイングを行うなど、実践的な研修の機会を設ける。
	イ 指導と聴取の峻別を身につける実践的な研修の実施	①聴取と指導の峻別に関する研修動画の作成（令和7年7月から配信）		
5	提言項目	学校・教育委員会として主体的に支援策・指導方針を示していくこと		
	提言概要	学校や教育委員会は、いじめ問題に教育的観点から主体的に対応方針を策定し、関係生徒と保護者に示すため、法に基づく対応を前提に、連携しながら適切な支援体制の構築を検討すること		
	取組内容	ア 学校と教育委員会の連携フロー図の作成	①「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に学校と教育委員会の連携フロー図を明記（令和5年8月）	【今後の取組】 ○「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」の連携フロー図の見直し ⇒フロー図については、学校と教育委員会との連携や保護者への対応等について、対応の流れとともに具体的な対応例を示すなど、実践的に活用できるものとする。
	イ 適切な支援体制の構築	①「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に専門家等による調査組織への参画を明記（令和7年1月改訂）		
6	提言項目	調査委員会の委員の活用		
	提言概要	上尾市いじめ問題対策連絡協議会設置等に関する条例を改正し、調査委員会委員が専門家の見地からアドバイスできるように検討すること		
	取組内容	ア 調査委員会の所掌事務に関する内容の見直し	①重大事態の発生時に加えて、定期的調査委員会を開催	【今後の取組】 ○調査委員会の所掌事務に関する内容の一部改正 ⇒重大事態の発生時に加えて、定期的調査委員会を開催し、いじめの防止等のための対策を実効的に行うことができる体制を構築する。
	イ スクールロイヤーの活用	①上尾市スクールロイヤー活用事業の実施（令和6年7月）		
7	提言項目	いじめ重大事態調査ガイドライン改訂版に従った制度の見直し		
	提言概要	市及び中学校の基本方針に形骸化している点があるのであれば、適切に改訂すること、他の小中学校の基本方針も早急に見直すこと、これらは教育委員会において助言や指導を行い、機能するか確認すること、改訂のスケジュール等は、ホームページ等で公表し、かつ、改訂されたことも同様に報告すること		
	取組内容	ア 「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」の見直し	①基本方針の随時改訂（策定：平成30年2月 改訂：令和5年11月） ②上尾市いじめ重大事態対応マニュアルの改訂（令和7年1月） ③指導主事による毎月の点検及び確認	【今後の取組】 ○「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」の連携フロー図の見直し ⇒フロー図については、学校と教育委員会との連携や保護者への対応等について、対応の流れとともに具体的な対応例を示すなど、実践的に活用できるものとする。 ○ホームページの掲載方法の見直し ⇒改訂等を行う場合については、そのスケジュール等を、ホームページに公表し、報告を行う。
	イ 改訂内容の公表及び報告	①基本方針及び改訂のスケジュール等の上尾市教育委員会ホームページ及び各学校のホームページへの掲載		

予定一覧

1 いじめの防止等のために上尾市が実施する施策

(1) 上尾市いじめ問題調査委員会

※学校におけるいじめ防止等のための対策について調査審議する

①第1回 令和8年4月16日（木）または、5月12日（火）開催予定

②第2回 令和9年2月10日（水）開催予定

(2) 上尾市いじめ問題対策連絡協議会

①第1回 令和8年5月18日（月）開催予定

②第2回 令和9年2月18日（木）開催予定

(3) 学校を支援する取組

①「いじめのない学校を目指して（教師用指導資料）」を活用した研修

②「生徒指導及び教育相談に係る研修動画」シリーズを活用した研修

③上尾市立小・中学校生徒指導主任研修会

(4) 相談しやすい環境を整備する取組

①子ども・いじめホットライン・ホットメール（年間）

(5) 家庭・地域・関係団体との連携を図る取組

①夢を育み 未来を創る 子供すこやかシンポジウム

（令和8年 7月下旬～8月上旬開催予定）

②青少年健全育成 学校・家庭・地域フォーラム

～大人が子供の成長を見守る環境をつくるために～

（令和8年11月24日（火）あげお富士住建ホール（上尾市文化センター））

(6) いじめを許さない気運を醸成

①なかよく楽しい学校生活を送るための標語（11月）

②人権標語・人権作文（5月～6月）

③「いじめを考える授業」研究協議会

④上尾市いじめ防止子供サミット（令和8年12月25日（金）開催予定）

2 いじめ防止等のために学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針に基づいた取組（年間）

①各小・中学校いじめ防止基本方針の学校ホームページ掲載

②いじめ認知報告及び見届け報告（随時）

③「いじめのない学校を目指して（教師用指導資料）」の活用

④小学校…「上尾市『いじめ根絶』小学生の誓い」の活用

⑤中学校…「上尾市『いじめ根絶』中学生宣言」の活用

⑥令和7年度上尾市いじめ防止子供サミットにおいて中学校区ごとに決めた「いじめを防止するための取組」の実施

(2) いじめの早期発見

①学校の生活アンケート・児童生徒（毎月）

②子どものサイン発見アンケート・保護者（学期1回）

上尾市いじめの防止等のための

基本的な方針

案

平成30年 2月策定

令和 8年 4月改訂

上 尾 市

目次

はじめに.....	1
改訂の概要.....	1
第1 上尾市いじめ防止基本方針の策定.....	2
第2 いじめの防止等のための対策に関する事項.....	2
1 いじめの防止等のために上尾市が実施する施策.....	2
(1) 上尾市いじめ問題対策連絡協議会と役割.....	2
(2) 上尾市教育委員会の調査組織の設置.....	3
(3) 上尾市が実施する施策.....	3
(4) 首長部局との連携.....	6
2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策.....	6
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定.....	6
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織.....	7
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置.....	8
(4) 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底.....	14
(5) 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進.....	15
3 重大事態への対処.....	15
(1) 重大事態への対処の流れ.....	15
(2) 上尾市教育委員会又は学校による調査.....	16
(3) 調査結果の報告を受けた上尾市長による再調査及び措置.....	20
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項.....	21

はじめに

上尾市では、「いじめは決して許されないことであり、また、いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうるものである」との認識に立ち、「いじめの根絶」及び「いじめの早期解消」に取り組んできた。

平成24年8月には「上尾市いじめ根絶対策会議」を開催し、「いじめの根絶」及び「いじめの早期解消」には、児童生徒の実態を常に把握し、迅速かつ組織的に対応すると共に、学校、家庭と連携して、いじめの根絶を目指した取組を一層推進していくことが重要であると確認した。

上尾市いじめの防止等のための基本的な方針（以下「上尾市いじめ防止基本方針」という。）は、これらの推進してきた取組を更に実効的なものとし、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、国・地方公共団体・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

改訂の経緯

令和7年10月27日に上尾市いじめ問題再調査委員会による調査報告書が公表され、令和7年10月30日付け上総第801号にて、調査報告書に記載された7項目の提言について再発防止策を実施するよう市長より通知を受けた。

加えて、令和7年12月22日付け教生指第917号で埼玉県教育局市町村支援部生徒指導課長から、「埼玉県いじめ防止等のための基本的な方針」の改定について通知があった。

本市においては、平成30年2月の策定以降、令和5年11月に改訂を行う等、法令や通知をもとに適切に対応してきた経緯があるが、前回の改訂から3年間が経過する中で改めて内容を精査したところ、事業の見直しにより終了した取組、また新たに実施している取組があることが確認された。

そこで、記載された内容を改めて見直すとともに必要に応じて加除・修正を行い、今後もより一層、いじめ問題に適切に対応を行うことができるようにするため、一部改訂をするものである。

第1 上尾市いじめ防止基本方針の策定

(地方いじめ防止基本方針)

第12条 地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

上尾市は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参酌し、上尾市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、上尾市いじめ防止基本方針を定める。

上尾市いじめ防止基本方針では、上尾市の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、上尾市において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、上尾市におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、上尾市いじめ防止基本方針が、本市の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込む。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために上尾市が実施する施策

(1) 上尾市いじめ問題対策連絡協議会と役割

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

2 都道府県は、前項のいじめ問題対策連絡協議会を置いた場合には、当該いじめ問題対策連絡協議会におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携が当該都道府県の区域内の市町村が設置する学校におけるいじめの防止等に活用されるよう、当該いじめ問題対策連絡協議会と当該市町村の教育委員会との連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。

上尾市は、「上尾市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

連絡協議会は、総務課長、子ども家庭総合支援センター所長、青少年課長、少年愛護センター所長、人権男女共同参画課長、埼玉県中央児童相談所担当課長、上尾警察署生

活安全課長、上尾市生徒指導推進協議会長、上尾市青少年育成連合会長、上尾市自治会連合会長、上尾市PTA連合会長、上尾市小学校長会長、上尾市中学校長会長で構成する。また、必要に応じて他の者を加えることができる。

会議内容は、次のとおりである。

- ア いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること
- イ 上尾市におけるいじめ問題の現状把握、分析等に関すること
- ウ その他いじめ問題の解決に必要な事項に関すること
- エ 上尾市いじめ防止基本方針が本市の実情に即して機能しているかを点検すること

(2) 上尾市教育委員会の調査組織の設置

第14条第3項 前2項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

上尾市教育委員会は、「上尾市いじめ問題調査委員会」（以下「問題調査委員会」という。）を設置する。問題調査委員会は、学校におけるいじめ防止等のための対策について調査審議するとともに、法第28条（15ページ参照）に定める重大事態のうち、学校における調査が困難な場合、調査を行うものとする。

問題調査委員会は、調査の公平性・中立性を確保するため、専門的な知識及び経験を有する者で、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。

(3) 上尾市が実施する施策

ア 学校を支援する

(7) 教職員のいじめ問題に対する指導力の向上を推進する

- いじめについて基本的な共通理解を図るとともに、各段階における適切な対応について理解させる、研修や演習を通して教師と児童生徒及び児童生徒相互の日常的な人間関係づくりについて学ばせる等により、いじめを見抜く力と見過ごさない意識を高め、いじめを防止する実践的指導力の向上を図る。
- 学校における研修会において、いじめ問題への組織的な対応の徹底、いじめの未然防止のための道徳教育の充実、「児童生徒間のトラブルに係る事例」を含めた生徒指導に関する教員用資料の活用と研修会の実施、児童生徒に対するいじめ問題啓発資料の活用、いじめの早期発見のための定期的なアンケート調査や個人面談の実施、保護者へのいじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動等が推進されるよう指導・助言を行う。
- いじめや暴力行為の防止に関する研修会（オンライン及びオンデマンド形式による研修を含む）を実施し、資質能力の向上を図る。全ての教職員の共通理解

を図るためにも、年に数回、いじめ問題に関する研修会を実施するよう働き掛けていく。

- 「いじめを考える授業」研究協議会を開催し、いじめを許さない気運を醸成するための授業づくりや学級経営方法等について学び、教職員のいじめ問題に対する指導力を向上させる。

- 定期的なアンケート調査や個人面談の取組状況等を点検・把握し、それをもとに、いじめのない学校づくりのための取組を促す。

(イ)いじめの未然防止のための道德教育の充実を図る

- 「彩の国の道德 道德教育指導資料集『学級づくりの羅針盤』～いま、道德が『いじめ問題』にできること～」の活用について指導・助言する。

(ウ)いじめのない学級づくりを支援する

- 社会性や人間関係スキルの育成、望ましい人間関係づくりの取組を促す。

(エ)児童生徒によるいじめの防止等に係る自発的な活動や主体的な活動を支援する

- 児童生徒によるいじめ防止活動の成果を普及する。

- いじめ防止のための望ましい人間関係づくりについての取組を促し、その成果を普及する。

- 児童生徒が自主的にインターネットの使用に関するルールづくりを行うことを促す。

(オ)SNS等、インターネットを通じて行われるいじめへの対応を推進する

- SNS等によるいじめを含むインターネット上の情報モラル教育を推進するため、埼玉県が作成した啓発資料等を活用し、SNS上のトラブル防止に向けた適切なインターネット利用について啓発を図る。

(カ)学校評価等実施上の留意点を周知する

- 学校が学校評価等において、いじめの問題を取り扱うにあたり、法第34条を踏まえるとともに、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を考慮して行うよう、指導・助言を行う。

(キ)児童生徒からの相談に対応できる体制整備を図る

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用するとともに、人権擁護機関等の関係機関との連携等を図る。

- 部活動の適切な活動時間や休養日の設定、外部指導者等の活用を促す等、教員が行う業務の明確化を含む教員の負担軽減を図る。

(ク)いじめに対する措置

- いじめの報告を受けた時、必要な措置を講ずることを指導・助言し、必要に応じて調査を行うなど、学校に対する必要な支援を行う。

イ 相談しやすい環境を整備する

(ア)いじめ相談専用ダイヤル「子ども・いじめホットライン」、「子ども・いじめホットメール」で、児童生徒及び保護者からのいじめに関する相談に応じる。

(イ)相談員の対応力の向上を図るため、研修を充実する。

(ウ)児童生徒・保護者・教職員向けのいじめ防止啓発資料を作成・配布する。

ウ 家庭・地域・関係団体との連携を図る

(7)関係団体等とのこれまでの連携を更に推進する

- 児童生徒が学校以外の仲間づくりができるよう、関係団体との連携を図る。
- 学校と警察との連携を密にすることによりいじめ問題の解決への連携を図る。
- 学校と警察が連携して、いじめ防止を含めた少年の非行防止教室を実施する。

(平成16年2月23日「学校と警察署との連絡等に関する協定」締結)

- 「夢を育み 未来を創る 子供すこやかシンポジウム」を開催し、生徒指導上の課題解決に向けて、家庭・地域・関係団体が一体的となった取組について協議を行う。

(4)保護者のいじめに対する意識、理解を深める

- 保護者向け啓発資料を作成・配布し、家庭におけるいじめを発見する力と対応する能力を高める。
- 上尾市教育委員会のホームページに上尾市のいじめ防止に向けた取組を掲載し、上尾市の基本的な対応について周知する。

(5)学校応援団や防犯に関わる地域の方々などによる学校とのいじめの情報に関する連携を推進する。

- 学校応援団などの通常の活動の中で、いじめの兆候を発見した場合、速やかに連携を図り、対応する。

エ いじめを許さない気運を醸成する

(7)「いじめ撲滅強調月間」で、重点的に「いじめを許さない」という児童生徒の意識の高揚を図る。

- 「上尾市『いじめ根絶』中学生宣言」(平成25年12月7日 上尾市「いじめ根絶」中学生サミット)、「上尾市『いじめ根絶』小学生の誓い」(平成29年8月25日 上尾市『いじめ根絶』小学生サミット)を周知する。

- 「なかよく楽しい学校生活を送るための標語」を全児童生徒から募集し、いじめ防止の意識を高める。

(4)「子供の人権」の啓発を推進する

- お互いの人権を尊重する意識の高揚を図るイベントや研修会の中で、「子供の人権」について啓発する。

(5)児童生徒の主体的な取組を推進する

- 「上尾市いじめ防止子供サミット」を開催し、いじめ防止に向けて児童生徒が主体的かつ実践的な活動を行う。また、その内容について学校において周知を図り、児童生徒のいじめ防止に資する意識を高める。

- 児童会・生徒会活動や授業等で、児童生徒がいじめ問題について、主体的かつ実践的な取組を推進する。

- いじめ問題をはじめとする人権問題を主体的に考える人権作文や人権標語の作成を促進する。

- 「上尾市『いじめ根絶』小学生の誓い」、「上尾市『いじめ根絶』中学生宣言」を活用し、いじめのない学校をつくろうとする児童生徒の心を育てる。

(4) 首長部局との連携

教育委員会は、いじめ重大事態が発生した際に、首長部局と確実に連携した対応がとれるよう、総合教育会議の開催に限らず、日頃から密にコミュニケーションをとるよう努めること。

2 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

各学校は、国の基本方針、上尾市いじめ防止基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として各学校の実情に応じて定める。学校いじめ防止基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- ・ いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・ 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害者への支援につながる。

なお、策定に当たっては、次の点に留意する。

ア 学校いじめ防止基本方針の中核的な内容としては、いじめに向かわない態度能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、包括的な取組の方針を定めたり、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。

イ 学校いじめ防止基本方針では、「早期発見・事案対処のマニュアル」を定め、それを徹底する具体的な取組を盛り込む必要がある。同時に学校いじめ対策組織の行動計画となるよう当該組織の活動が具体的に記載されるものとする。

ウ いじめの加害児童生徒に対する成長支援の観点から、加害児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めるよう努める。

エ 学校いじめ防止基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛

り込んでおく必要がある。

オ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要がある。

カ 策定に当たっては、自校の課題を洗い出し、教職員や学校関係者の認識の共有を図る。

キ 児童生徒や保護者・地域住民・関係機関等を巻き込みながらの策定に努める。

ク 未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を定期的実施する。

(ただし、アンケート調査の結果だけに頼らない。)

ケ 11月が埼玉県におけるいじめ撲滅強調月間であることから、児童生徒を主体とした取組を11月にも位置付けるよう努める。

コ 重大事態への対処については、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「埼玉県基本方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に則り迅速な対応ができるようにする。

(重大事態が発生した場合のシミュレーションを全教職員で行っておく。)

サ 学校いじめ防止基本方針により、個々の教職員がそれぞれの教育活動の中でいつ、何をどのようにすべきかが分かり、保護者や地域がどのような協力をし、学校として児童生徒をどのように育てようとしているかが分かるようにする。

シ 策定した学校いじめ防止基本方針については、年度初めの会議や研修を通して、全教職員が理解できるようにする。また、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、各学校において組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置く。

このことにより、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することで複数の目による状況の見立てが可能となる。また、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察経験者など外部専門家等が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

また、この組織は学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査を行う組織の母体となる

ものとする。

この組織の構成員には、管理職、主幹教諭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学校医等の中から学校の実情により充てる。個々の事案により、学級担任や部活動の顧問が参加可能とするなど柔軟な組織とする。

また、いじめの未然防止・早期発見の実行化とともに、教職員同志の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童生徒に最も接する機会や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校はいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実行化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるように柔軟な組織とすることが有効である。

当該組織の具体的な役割は、次のとおりである。

【未然防止】

ア いじめ未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒の人間関係に関する悩みを含む）があったときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

カ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

キ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ク 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（P D C Aサイクルの実行を含む）

また、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施する必要がある。また、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒から認識されるようにしていく必要がある。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際、上尾市教育委員会と連携

して対処に当たる。

ア いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるということを踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること。

等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

その他、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

児童生徒に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童生徒の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

また、未然防止の基本として、児童生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係をつくり、いじめに向かわない態度・能力の育成を図る。

更に、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(7) 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている児童生徒の立場で指導・支援を行うためには、次の点に十分に留意する。

① 教師がいじめはあるものとの認識を持つ

いじめはないと思いつまず、教師一人一人が「いじめがあるかもしれない」との認識に立って組織的・継続的に観察を続け、児童生徒に「いじめは絶対許さないことを常に発信する。

② 目配り・気配り・心配りに努める

いじめは、登下校時・休み時間・昼休み・清掃時・放課後・部活動時など教師の目が届きにくいところで行われることが多い。そのため、児童生徒一人一人に十分な「目配り・気配り・心配り」に努め、教師間の情報交換を密にする。

③ いじめに気づき・注意する

教師がいじめに気づかないと、いじめをさらに進めてしまうことになる。また、いじめを注意しない教師は、児童生徒から信頼されず、相談されることもなくなる。そのため、誠意をもった態度が相談しやすい「先生」になる。

④ 保護者との連携及び信頼関係の醸成を図る

些細なことでも、学校での児童生徒の変化を保護者へ連絡するとともに、家庭の様子を聞くなど、迅速で誠意ある対応が、保護者との信頼関係を醸成する。

(イ) 学級づくり

児童生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、次のポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

① 児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう配慮する。

- ・ 児童生徒の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）
- ・ 居場所をつくる。
- ・ 見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
- ・ 基準を示す。（「……してはならない。」だけでなく、「こんなときにはこうするといいよ。」）

② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。

- ・ 分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。）
- ・ 自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）

③ 児童生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

(ウ) 学習指導

学業不振やその心配のある児童生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、児童生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

(E) 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネート役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

イ いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、児童生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

また、児童生徒に対し、いじめられていることを誰かに相談することは恥ずかしいことではないことを十分に理解させることも重要である。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

- (ア) 上尾市教育委員会作成の教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」にある「いじめのサインを見逃さない」や「いじめのサイン発見 チェックリスト（教職員用）」を活用し、該当する項目があれば児童生徒に声を掛け、該当する項目が複

数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。

(イ) 児童生徒及び保護者を対象に、いじめに関するアンケートを実施する。

なお、アンケートの保存期間は、実施年度後5年間とする。

- 学校の生活アンケート（児童生徒対象）を毎月実施する。
- 子供のサイン発見アンケート（保護者対象）を学期に1回実施する。
- 子供のサインチェックリスト（家庭掲示用）を全家庭に配布する。

(ウ) 県教育委員会の「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「第1章 いじめ防止について」も活用する。

ウ いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

(7) 学校いじめ対策組織への情報提供

上尾市教育委員会作成の教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」等を活用し、指導体制、教育指導の在り方について検討し、組織的に対応を行う。

(イ) いじめの事実確認

聴き取り調査やアンケート調査等を行い、事実確認を行う。聴き取り調査を行う際は、聴き取り用紙を準備するなどして、組織として何をどのように確認するか、聴き取り事項を予め共有する。また、アンケート調査を実施する際は、事案に応じ、どのようなアンケートを取るのが最適か検討を行う。

(ウ) いじめを行った児童生徒への指導・措置

いじめの内容や関係する児童生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、上尾市教育委員会、警察等との連携を図る。

(I) いじめを受けた児童生徒へのケア・対応

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

(I) 周りではやし立てる児童生徒への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

(II) 見て見ぬふりをする児童生徒への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

(III) 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- 道徳教育の充実を図る。
- 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

(IV) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(7) 記録について

「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整える。また、日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、適切に管理する。なお、これらの記録の保存期間は、対応年度後5年間とする。

(4) 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底

- ア 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底について、学校は日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築が求められること。
- イ 学校は、いじめが児童生徒の生命や心身に重大な危険を生じさせるおそれがあることを十分に認識し、法第23条第6項に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に、援助を求めなければならないこと。
- ウ 近年、児童ポルノ関連を含めインターネット上のいじめが増加しており、なかでも、匿名性が高く、拡散しやすい等の性質を有している児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、一刻を争う事態も生じることから、被害の拡大を防ぐため、学校は、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応すること。
- エ 学校は、警察に相談・通報すべきかどうかの判断に当たっては、犯罪行為に該当しなくとも、現に重大な被害が生じている、又は重大な被害に発展するおそれがある場合は警察において注意・説諭も期待できることから、学校が、警察へ積極的に相談・通報を行うこと。
- オ 警察との日常的な情報共有・相談体制を構築するため、学校は、連絡窓口となる担当職員の指定を徹底すること。その際、自殺予告等緊急を要する事案に適切に対応できるよう、休日等執務時間以外の時間帯における連絡体制の構築にも留意しておくこと。（想定される担当者の例：教頭、生徒指導主任 など）
- カ 警察への相談・通報を確実にを行うため、学校警察連絡協議会等の場において認識の共有を図るとともに、相談・通報を行うべきか否か学校が判断に迷うような場合も積極的に相談することをあらかじめ申し入れておくなど、警察と連携した対応が早

期に可能となるよう相談・通報の促進を図ること。

(5) 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進

- ア いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行うことが重要であること。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態への対処の流れ

- ア 文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「埼玉県基本方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に則り「重大事態」の定義や対応について、年度初めの会議や研修を通して、全関係者が理解する。（15ページ参照）
- イ いじめにより重大な被害が生じたという申出が児童生徒や保護者からあったときは、学校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
学校の設置者及び学校は、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断はしないこと。
- ウ 重大事態が発生した場合、学校は上尾市教育委員会へ報告し、報告を受けた上尾市教育委員会は、上尾市長へ事態発生について報告する。
- エ 当該学校は、法第22条に基づく、いじめの防止等の対策のための組織を母体とする調査組織を設置し、当該重大事態に関する調査を行う。
- オ 上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第23条第2項に基づき、学校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、当該学校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。（ただし、法第23条第2項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。）
- カ 上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、対象児童生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。
- キ 上記エの調査を行った組織は、明らかになった事実関係を対象児童生徒及びその保護者に適切に提供する。（適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。）
- ク 学校は、上記エの調査結果を上尾市教育委員会へ報告する。その際、対象児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめられた児童生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。
- ケ 上記クの調査結果を上尾市教育委員会は上尾市長へ報告する。報告を受けた上尾市長は、必要があると認めるときは、市長が設置した附属機関等により調査結果について

の調査を行う。

- コ 上記ケの調査の主体は、上記ケの調査結果をいじめられた児童生徒及びその保護者に適切に提供する。（適時、適切な方法で経過や結果を報告する。）
- サ 上尾市長及び上尾市教育委員会は、自らの権限及び責任において当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- シ 上記ケの調査を行ったときは、上尾市長はその結果を上尾市議会に報告する。

(2) 上尾市教育委員会又は学校による調査

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア 重大事態の発生と調査

(7) 重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、上尾市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着

手する。

さらに、いじめにより重大な被害が生じたという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たるべきである。申立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言することはあってはならない。

(イ) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は上尾市教育委員会へ報告し、報告を受けた上尾市教育委員会は、上尾市長へ事態発生について報告する。

(ロ) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに上尾市教育委員会に報告し、学校が主体となって調査を行うことを基本とする。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと上尾市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、上尾市教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、上尾市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置を含めた適切な支援を行う。

(ハ) 調査を行うための組織について

上尾市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

上尾市教育委員会が主体となり調査を行う際には、第三者委員会方式（問題調査委員会）、もしくは教育委員会等方式で調査にあたる。問題調査委員会の組織の構成については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。一方、教育委員会等方式については、教育委員会の指導主事に加えてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家が調査にあたる。

また、学校が主体となり調査を行う際には、法第22条に基づくいじめの防止等の対策のための組織を母体として、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を加えた組織が調査にあたる。

(ニ) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、学校と上尾市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、学校又は上尾市教育委員会は、調査を行う組織に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

① 対象児童生徒からの聴き取りが可能な場合

対象児童生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、対象児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である

（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、対象児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

対象児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、対象児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」に加えて、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「埼玉県基本方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に則って対応するとともに、事案の重大性を踏まえて、上尾市教育委員会が積極的に指導・支援する。

② 対象児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、対象児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、これまでの学校の記録の確認等から事実関係を整理したり、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行ったりすることなどが考えられる。

(カ) 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、文部科学省の「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（令和7年12

月改訂)を参考とするものとする。

- ① 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、上尾市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ④ 詳しい調査を行うに当たり、上尾市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ⑤ 調査を行う組織については、問題調査委員会が中心となる。必要に応じて、問題調査委員以外に、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ⑧ 学校が調査を行う場合においては、上尾市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- ⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。また、**県教育委員会の「彩の国 生徒指導ハンドブック」**の「第2章 自殺防止について」も参考にする。

(キ) 関係資料の保存について

重大事態調査に活用したアンケートやその回答、アンケートや聴き取りをまとめた文書等は、指導要録の保存期間を踏まえ、当該児童生徒の卒業後5年間保存する。調査報告書についても同様とする。但し、保存期間が迫る状況において、

再調査に向けた具体的な動きがある場合には適宜保存期間を延長する。

(ウ) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がることもあり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。学校及び上尾市教育委員会は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ 調査結果の提供及び報告

(ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

上尾市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、上尾市教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、学校が調査を行う際、上尾市教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

(イ) 調査結果の報告

調査結果については、学校に係る調査結果は上尾市長に報告する。

上記(ア)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて上尾市長に提出する。

(3) 調査結果の報告を受けた上尾市長による再調査及び措置

(公立の学校に係る対処)

第30条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じ、~~20~~重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

ア 再調査

法第30条の規定による報告を受けた上尾市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。

この調査は、上尾市長が設置した附属機関等が行う。

再調査についても、上尾市教育委員会又は学校による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

イ 再調査の結果を踏まえた措置等

上尾市長及び上尾市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行った場合、上尾市長はその結果を市議会に報告しなければならない。市議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、上尾市長が設置した附属機関等において、個人のプライバシーに対しての必要な配慮を行う。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

連絡協議会において毎年度、上尾市いじめ防止基本方針にある各施策の効果を検証し、上尾市いじめ防止基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる

上尾市いじめの防止等のための基本的な方針（令和8年4月改訂版（予定））に係る新旧対照表

改正前	改訂後	頁	改訂理由
<p>改訂の概要</p> <p>令和5年2月8日付け教生指第729号で埼玉県教育委員会教育長から、いじめ問題への確な対応に向けた警察との連携等の徹底について通知があった。本市においても、いじめ問題に対し、法などをもとに、対応してきた経緯がある。しかし、本通知にあるように、いじめ問題に対しては、より一層、警察との連携等が求められている状況である。そこで、学校が警察との連携等をどのように行うかを示すことで、いじめ問題が早期に解決できるよう、一部改訂をするものである。</p>	<p>改訂の経緯</p> <p>令和7年10月27日に上尾市いじめ問題再調査委員会による調査報告書が公表され、令和7年10月30日付け上総第801号にて、調査報告書に記載された7項目の提言について再発防止策を実施するよう市長より通知を受けた。</p> <p>加えて、令和7年12月22日付け教生指第917号で埼玉県教育局市町村支援部生徒指導課長から、「埼玉県いじめ防止等のための基本的な方針」の改定について通知があった。</p> <p>本市においては、平成30年2月の策定以降、令和5年11月に改訂を行う等、法令や通知をもとに適切に対応してきた経緯があるが、前回の改訂から3年間に経過する中で改めて内容を精査したところ、事業の見直しにより終了した取組、また新たに実施している取組があることが確認された。</p> <p>そこで、記載された内容を改めて見直すとともに必要に応じて加除・修正を行い、今後ともより一層、いじめ問題に適切に対応を行うことができるようにするため、一部改訂をす</p>	<p>1</p>	<p>令和8年4月に改訂を行うこととなったか、経緯を記載するため。</p>

		るものである。			
2	問題調査委員会は、法第28条(15ページ参照)に定める重大事態のうち、学校における調査が困難な場合、調査を行うものとする。	問題調査委員会は、学校におけるいじめ防止等のための対策について調査審議するとともに、法第28条(15ページ参照)に定める重大事態のうち、学校における調査が困難な場合、調査を行うものとする。	3	令和8年3月予定の条例改正において、上尾市いじめ問題調査委員会の所掌事務を追加するため。	
3	いじめや暴力行為の防止に関する研修会を実施し、資質能力の向上を図る。	いじめや暴力行為の防止に関する研修会(オンライン及びオンデマンド形式による研修を含む)を実施し、資質能力の向上を図る。	3	近年、オンラインやオンデマンド形式による研修を設定しており、それらも研修会に含むため。	
4	記載なし	「いじめを考える授業」研究協議会を開催し、いじめを許さない気運を醸成するための授業づくりや学級経営方法等について学び、教職員のいじめ問題に対する指導力を向上させる。	4	継続して実施しているが、項目に適する内容であると判断したため。	
5	(ウ)いじめのない学級づくりを支援する ・児童生徒の発達段階に応じて、学級診断アセスメント(児童生徒の学級満足度・学級生活意欲を把握)を実施し、児童生徒の集団の中での位置の変化を把握し、いじめの早期発見、早期解消に役立てる。 ・社会性や人間関係スキルの育成、望ましい人間関係づくりの取組を促す。	(ウ)いじめのない学級づくりを支援する ・社会性や人間関係スキルの育成、望ましい人間関係づくりの取組を促す。	4	学級診断アセスメントとして実施していた心理検査は、事業見直しにより令和7年度から中止しているため。	
6	(オ)ネットいじめへの対応を推進する ・ネットいじめを含めたネットワーク上の情報モラルや知識、トラブルに関する「青少年	(オ)SNS等、インターネットを通じて行われるいじめへの対応を推進する ・SNS等によるいじめを含むインターネット	4	SNS等によるいじめへの対応が急務であるため。また、活用できる資料は「青少年のネットモラル啓発DVD」に限らないため。	

<p>のネットモラル啓発DVD」等を活用し、適切なネット利用を啓発する。</p> <p>・ネットパトロールを実施し、そこから得られた注意事項等を学校等に情報提供するとともに、インターネットの使用に関するルールや情報モラルの教育の充実に努める。</p>	<p>ト上の情報モラル教育を推進するため、埼玉県が作成した啓発資料等を活用し、SNS上のトラブル防止に向けた適切なインターネット利用について啓発を図る。</p>		<p>加えて、ネットパトロールは、事業見直しにより令和7年度から中止しているため。</p>
<p>イ 相談しやすい環境を整備する</p> <p>(ア)いじめ相談専用ダイヤル「子ども・いじめホットライン」、「子ども・いじめホットメール」で、児童生徒及び保護者からのいじめに関する相談に応じる。</p> <p>(イ)相談員の対応力の向上を図るため、研修を充実する。</p> <p>(ウ)児童生徒・保護者・教職員向けのいじめ防止啓発資料を作成・配布する。</p> <p>(エ)児童生徒用「いじめ相談カード」を作成・配布する。</p>	<p>イ 相談しやすい環境を整備する</p> <p>(ア)いじめ相談専用ダイヤル「子ども・いじめホットライン」、「子ども・いじめホットメール」で、児童生徒及び保護者からのいじめに関する相談に応じる。</p> <p>(イ)相談員の対応力の向上を図るため、研修を充実する。</p> <p>(ウ)児童生徒・保護者・教職員向けのいじめ防止啓発資料を作成・配布する。</p>	4	<p>「いじめ相談カード」は、事業見直しにより作成していないため。</p>
<p>8 記載なし</p>	<p>・「夢を育み 未来を創る 子供すこやかシンポジウム」を開催し、生徒指導上の課題解決に向けて、家庭・地域・関係団体が一体的となった取組について協議を行う。</p>	5	<p>継続して実施しているが、項目に適合する内容であると判断したため。</p>
<p>9</p> <p>・「なかよく楽しい学校生活を送るための標語 ～いじめをしない させない ゆるさない～」を全児童生徒から募集し、いじめ根絶の意識を高める。</p>	<p>・「なかよく楽しい学校生活を送るための標語」を全児童生徒から募集し、いじめ防止の意識を高める。</p>	5	<p>現在「～いじめをしない させない ゆるさない～」にあたるサブテーマを削除しているため。また、当該取組はいじめ防止を趣旨としているため。</p>

10	・いじめに対する「行動宣言」を行い、クラスや学校単位で「いじめを考える授業」や「いじめが起きにくいクラスづくり」などに活用し、一人一人がいじめに対して自分にできることを考えてもらう機会とする。	・「上尾市いじめ防止子供サミット」を開催し、いじめ防止に向けて児童生徒が主体的かつ実践的な活動を行う。また、その内容について学校において周知を図り、児童生徒のいじめ防止に資する意識を高める。	5	主として、「上尾市いじめ防止子供サミット」をとおして主体的な取組を推進しているため。
11	・人権作文・標語集を活用し、児童会・生徒会活動や授業等で、児童生徒がいじめ問題について、主体的に考え、話し合う取組を推進する。	・児童会・生徒会活動や授業等で、児童生徒がいじめ問題について、主体的かつ実践的な取組を推進する。	5	いじめ問題について主体的かつ実践的な取組を推進すること、人権作文・標語集を活用することに限らないため。
12	ク 未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を年間複数回実施するよう努める。	ク 未然防止の観点からも、いじめに関するアンケート調査を定期的に実施する。	7	アンケート実施回数は、毎月（児童生徒対象）、毎学期（保護者対象）と明確に定めているため。
13	コ 重大事態への対応については、埼玉県基本方針を参考に迅速な対応ができるようにする。	コ 重大事態への対応については、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「埼玉県基本方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に則り迅速な対応ができるようにする。	7	重大事態への対応は、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「埼玉県基本方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に則って対応するため。
14	シ 策定した学校いじめ防止基本方針については、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。	シ 策定した学校いじめ防止基本方針については、年度初めの会議や研修を通して、全教職員が理解できるようにする。また、ホームページへの掲載等により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにするとともに、入学時や各年度初めに児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。	7	学校で策定する学校いじめ防止基本方針について全教職員が理解できるようにすることは、いじめに適切に対応するために必要であるため。
15	(4) 児童生徒及び保護者を対象に、いじめに関するアンケートを実施する。	(4) 児童生徒及び保護者を対象に、いじめに関するアンケートを実施する。	12	アンケートの保存期間を定めるため。

		なお、アンケートの保存期間は、実施年度後5年間とする。			
16	(ウ)「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「第1章 いじめ防止について」も活用する。	(ウ)県教育委員会の「彩の国 生徒指導ハンドブック」にある「第1章 いじめ防止について」も活用する。	12	作成元を明確にするため。	
17	(フ) 教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」にある「いじめが生じた際の対応図」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善する。	(フ) 学校いじめ対策組織への情報提供 上尾市教育委員会作成の教師用指導資料「いじめのない学校を目指して」等を活用し、指導体制、教育指導の在り方について検討し、組織的に対応を行う。	13	(フ)に係る項目名の記載がなく、内容を整理し、項目名を設定することとしたため。	
18	記載なし	(イ) いじめの事実確認 聴き取り調査やアンケート調査等を行い、事実確認を行う。聴き取り調査を行う際は、聴き取り用紙を準備するなどして、組織として何をどのように確認するか、聴き取り事項を予め共有する。また、アンケート調査を実施する際は、事案に応じ、どのようなアンケートを取るのが最適切か検討を行う。	13	いじめに対する措置の1つとして、いじめの事実確認を行う必要があるため。	
19	(イ) いじめる児童生徒への指導・措置	(ウ) いじめを行った児童生徒への指導・措置	13	「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」によれば、「いじめる児童生徒」を「いじめを行った児童生徒」と表記しているため。	
20	記載なし	(ク) 記録について 「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導	14	いじめについての記録方法や記録期間を定めることは管理上必要であるため。	

		を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整える。また、日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、適切に管理する。なお、これらの記録の保存期間は、対応年度後5年間とする。	
21	ア 「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。(15ページ参照)	ア 文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「埼玉県基本方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に則り「重大事態」の定義や対応について、年度初めの会議や研修を通して、全関係者が理解する。(15ページ参照)	重大事態について全教職員が理解できるようにすることは、いじめに適切に対応する上で必要であるため。
22	上尾市教育委員会が主体となり調査を行う際には、問題調査委員会にあたる。この組織の構成については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。 また、学校が主体となり調査を行う際には、法第22条に基づくいじめの防止等の対策のための組織を母体として、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を加えた組織が調査にあたる。	上尾市教育委員会が主体となり調査を行う際には、第三者委員会方式(問題調査委員会)、もしくは教育委員会等方式で調査にあたる。問題調査委員会の組織の構成については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。一方、教育委員会等方式については、教育委員会の指導主事に加えてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家が調査にあたる。	令和7年1月に改訂した上尾市いじめ重大事態対応マニュアルにおいて、調査組織を追加したため。

23	いじめを受けた児童生徒	対象児童生徒	15 18	文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」によれば、重大事態事案における「いじめを受けた児童生徒」を「対象児童生徒」と表記しているため。
24	いじめた児童生徒	いじめを行った児童生徒	18	文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」によれば、重大事態事案における「いじめた児童生徒」を「いじめを行った児童生徒」と表記しているため。
25	これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、上尾市教育委員会が積極的に指導・支援する。関係機関とも適切に連携し、対応に当たる。	これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」に加えて、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「埼玉県基本方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に則って対応するとともに、事案の重大性を踏まえて、上尾市教育委員会が積極的に指導・支援する。	18	重大事態への対応は、「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」に加えて、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「埼玉県基本方針」及び「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に則って対応するため。
26	児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。	児童生徒の入院や死亡など、対象児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、これまでの学校の記録の確認等から事実関係を整理したり、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行ったりすることなどが考えられる。	18	文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」には、聴き取りが不可能な場合の対応として、「これまでの学校の記録の確認等から事実関係を整理したり」することも明記があるため。

27	いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」(平成27年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とするものとする。	18	令和7年12月改訂に文部科学省の「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」が改訂されたため。
28	「彩の国 生徒指導ハンドブック」	19	作成元を明確にするため。
29	記載なし	19	いじめ重大事態に係る関係資料の保存について、「上尾市いじめ重大事態対応マニュアル」に示しているため。

上尾市いじめ重大事態対応マニュアル

案

上尾市教育委員会
令和5年8月策定
令和8年4月改訂

【目次】

はじめに	1
1 いじめの重大事態とは	2
2 いじめの重大事態に対する平時からの備え	3
3 学校の基本姿勢	3
4 いじめの重大事態の判断について	4
5 重大事態発生時の対応	6
6 調査組織の設置	6
7 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明	7
8 重大事態調査の進め方	9
9 調査結果の説明・公表	10
10 重大事態調査の対応における個人情報保護	12
11 調査結果を踏まえた対応	12
12 地方公共団体の長等による再調査	13
13 関係機関との連携について	14
14 自殺又は自殺が疑われる死亡事案への対応について	15
15 いじめの重大事態対応フロー図	16

はじめに

上尾市では、「いじめは決して許されないことであり、また、いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こり得るものである」との認識に立ち、「いじめの根絶」及び「いじめの早期発見」に取り組んできました。

平成25年9月には、いじめ防止対策推進法（以下、法）が施行され、「いじめは行ってはいけない」と正式に法律に謳われることとなり、平成29年3月には、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインがそれぞれ施行されました。

上尾市では、平成30年2月に、上尾市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、上尾市いじめ防止基本方針（以下、基本方針）を定めました。この方針では、いじめ防止対策等の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、上尾市において組織的、計画的かつ迅速に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載するとともに、また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みについて具体的に定めました。

令和4年度には、市内のいじめ重大事態について、調査の主体を学校から市教育委員会に移行し、市教育委員会のいじめ問題調査委員会によるいじめ重大事態の調査等も行われました。

また、令和5年4月、文部科学省は、こども家庭庁とともに、学校又は教育委員会が行ういじめ重大事態調査について、必要に応じて助言等を行うこととし、学校及び教育委員会は、文部科学省に、いじめ重大事態の発生及び調査開始に係る報告や、調査報告書の提出を要するようになりました。

しかしながら、全国的に、いじめ重大事態の発生件数は増加傾向にあり、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生していることから、文部科学省は、令和6年8月に、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下、ガイドライン）を改訂しました。ガイドラインでは、重大事態調査を行う調査主体が法や基本方針の趣旨を踏まえ、円滑かつ適切に調査を行えるよう、基本的な進め方や留意事項等をまとめています。また、平成28年3月に示されていた「不登校重大事態に係る調査の指針」を廃止して、国のガイドラインを一本化しました。

これらのことを受け、上尾市でも、令和7年1月に「いじめ重大事態対応マニュアル」を改訂することといたしました。調査主体においては、本マニュアルに沿って調査に当たっていただきたいと思いますが、重大事態調査は、事案の状況や対象児童生徒の状況等を踏まえつつ、柔軟に対応することも必要であり、状況に応じてより適切な進め方で調査を行うことを妨げるものではありません。

また、重大事態調査は、学校が、いじめにより対象児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への適切な対処及び支援を行うとともに、再発防止策を講ずることを目的とした調査であり、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではありません。

以上のことに留意の上、上尾市内小・中学校、上尾市教育委員会及び上尾市いじめ問題調査委員会が、いじめ重大事態に適切に対応できるよう、本マニュアルを活用ください。

1 いじめの重大事態とは

「重大事態」は、法、基本方針及びガイドラインにおいて、次のように定義されています。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第1号)(以下、「生命・心身財産重大事態」という。)
 - いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(法第28条第1項第2号)(以下、「不登校重大事態」という。)
- ※被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。

法第28条第1項は、いじめに関する一定の事態を「重大事態」と定め、重大事態への対処と当該重大事態と同種の事態の今後の発生を防止するためにすべきことを規定しています。なお、各号における「～と認めるとき。」の主体は、学校又は教育委員会となります。また、「疑い」とは、「いじめの存在」か「いじめとの因果関係」について、疑いがあれば重大事態となります。

改めて、いじめの定義と定義の4つのポイントについて示します。

- 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第2条第1項)

【いじめの定義の4つのポイント】

- 行為をした者(A)も行為の対象となった者(B)も児童生徒であること
- AとBの間に一定の人間関係が存在すること
- AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- Bが心身の苦痛を感じていること

そして、いじめの対応は、大きく以下の2つがポイントとなります。

- 日常的な児童生徒の観察、定期的な面談・アンケートにより早期発見に努力すること。
- 学級担任等が抱え込まず、組織で迅速かつ的確に対応すること。

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものであるため、次章に示す平時からの備えを充実させ、重大事態に至るおそれがあることを常に意識して対応にあたる必要があります。

2 いじめ重大事態に対する平時からの備え

- 重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、法、基本方針、ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解することが必要である。
- 学校においては、学校いじめ対策組織が個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。

法が定める重大事態は、重大な被害等の「疑い」の段階から重大事態として扱い、調査の実施に向けて動き出すことが求められており、重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておくことが必要です。

また、学校いじめ防止基本方針については、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者に説明することも必要です。

さらに、校長のリーダーシップの下、生徒指導主任等を中心として、定例の学校いじめ対策組織を実施するとともに、重大な被害等の「疑い」が生じた際には、早期にケース会議を開き、調査の実施に向けた取組を開始します。

なお、重大事態調査を行う際には、正確な記録が必要であるため、学校では、様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えておくことが大切です。

教育委員会においては、重大事態を含むいじめ事案について、学校が適切な対応をとることができるよう支援します。

3 学校の基本姿勢

- 重大事態調査を行うに当たっては、学校は、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組む。
- 調査の対応と並行して、対象児童生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等に取り組む。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどであることが明らかであり学校のみでは対応しきれない場合には、警察に相談・通報して対応する。

(1) 調査を行うに当たっての基本姿勢

学校は、対象児童生徒やその保護者の切実な思いを理解し、調査結果を対象児童生徒・保護者等に対して適切に説明することが求められます。

そのためには、学校は、自らも調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組む必要があります。たとえ、自らの対応に不都合なことがあったとしても、事実関係を明らかにして、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組むことが重要です。

(2) 重大事態調査中における学校の対応

対象児童生徒が在籍する学校では、対象児童生徒を徹底して守り通すという決意で、対象児童生徒の見守りや心のケア、いじめ行為が明らかな場合には、いじめをやめさせ、いじめを解消するため、関係児童生徒への指導及び支援に継続的に取り組まなければなりません。

学校は、いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認める際は、所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に相談・通報し、適切に情報共有を行い、援助を求めることが重要です。

学校は、学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、対象児童生徒や保護者の安心感につながることから、警察に相談・通報するとともに、教育委員会にも共有を図ります。

(3) 対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合の対応

重大事態に該当するにも関わらず、対象児童生徒・保護者が望まないことを理由として、重大事態として取り扱わないことは決してあってはならず、対象児童生徒への支援や関係児童生徒への指導及び支援等も行わなければなりません。

対象児童生徒・保護者が希望する場合、学校は、対象児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、例えば関係児童生徒等への聴き取り等を行わず、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明する必要があります。

4 いじめの重大事態の判断について

- いじめの重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査の実施に向けた取組を開始する。
- 被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」や「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。
- 被害児童生徒や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性が高いことから、学校が調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに注意する。

(1) 「生命・心身・財産重大事態」に係る判断について

「生命・心身・財産重大事態」に該当する疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、教育委員会に相談をするなどして、丁寧に判断する必要があります。心身に重大な被害が生じたことについては、いじめを認知し、対応を行った後も、

当該児童生徒の様子を継続的にきめ細かく観察するなどして、丁寧な対応を図ることが必要です。例えば、被害児童生徒がいじめの事案で転校した場合は、転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたと解釈できるため、「生命・心身・財産重大事態」として適切に対応することが求められます。また、高額な金品に係るいじめがあった場合も「生命・心身・財産重大事態」として扱い、対応することが求められます。

(2) 「不登校重大事態」に係る判断について

欠席の相当期間は、年間30日が目安となりますが、一定期間連続して欠席している「不登校重大事態」に該当するかどうかの判断は、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談をし、情報共有を図るとともに、「生命・心身・財産重大事態」と同様に、「不登校重大事態」についても、該当する疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、教育委員会に相談をし、丁寧に判断する必要があります。

また、欠席の日数が30日になった時点で、「不登校重大事態」であると判断し、対応を開始するとなると、対応が遅れることが考えられます。欠席日数が30日に達していなくても、今後欠席日数が30日に達すると予想される場合は、その段階で、「不登校重大事態」として扱うことも考えられます。

(3) 児童生徒・保護者から申立てを受けた場合の対応

学校は、ICT端末の活用や「学校の生活アンケート」（児童生徒対象）や「子供のサイン発見アンケート」（保護者対象）の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、児童生徒や保護者がいじめを訴えやすい体制を整えます。

そのような中で、児童生徒や保護者からいじめの申立てがあった場合には、学校いじめ対策組織において、必要な聴取やアンケート調査を行い、いじめの有無を確認します。その際、児童生徒本人がいじめを申立てることは、当該児童生徒にとって多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、児童生徒が話をしやすい場を設定し、共感的な態度で真剣に耳を傾けます。

児童生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」と申立てがあったとき（「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たります。

たとえ、いじめが発生した「疑い」があるという段階でも、いじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認等を行う必要があります。

また、保護者からの重大事態の申立てについては、重大事態を把握する端緒として重要であることから、保護者と適切に情報共有を図り、学校における状況の把握に役立てます。

5 重大事態発生時の対応

- 学校は、速やかに教育委員会に第一報を入れる。
- 教育委員会は、重大事態が発生した際は、速やかに市長まで重大事態が発生した旨を報告する。
- 重大事態発生時の初動対応においては、特に、対象児童生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校の窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡調整に当たり、情報が途切れないようにする。

(1) 重大事態の発生報告

重大事態が発生した際、学校は、教育委員会を通して市長まで、重大事態が発生した旨を報告します。また、教育委員会会議においてもその旨を説明します。なお、「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合」は、市長の判断により総合教育会議を開催します。

(2) 重大事態発生時の初動対応

重大事態調査を滞りなく始めるためには、教育委員会及び学校の速やかな情報共有及び連携した対応が必要です。教育委員会は、重大事態の報告を受けた場合や重大事態に当たると判断した場合には、市長への報告など必要な手続きを進めます。

なお、教育委員会及び学校が重大事態の発生を公表する前に、報道等で当該事態が報じられた場合には、児童生徒の個人情報及びプライバシーに十分配慮し、報道対応との担当者（校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行うことが重要です。

6 調査組織の設置

- 上尾市においては、調査の主体は、原則、学校とするが、個別の重大事態の状況に応じて、第三者委員会方式（上尾市いじめ問題調査委員会）、もしくは教育委員会等方式で調査を行う。その判断は、教育委員会が行う。
- 学校主体の調査であっても、事案の状況により教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員が調査を行うこともある。
- 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態は、上尾市いじめ問題調査委員会が調査を行う。

(1) 調査主体の決定

法律上、重大事態調査は、教育委員会又は学校が行うものとされております。上尾市では、原則、学校主体の調査組織が調査を実施しますが、個別の重大事態の状況に応じて、学校の設置者主体の調査組織が調査を実施します。学校が主体となるか、教育委員会が主体となるかの判断は、教育委員会が行います。

(2) 調査組織の種類

実際に調査を行う組織については、以下のとおりとします。なお、いずれの組織においても、公平性・中立性を確保することが大切です。

ア 学校主体の調査組織

学校における調査組織は、各校で定められている、「いじめの防止基本方針」に定められている組織（いじめ問題対策支援チームなど、各校で呼称が定められている組織）が行います。必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画する組織とします。

※事案の状況や対象児童生徒の状況を踏まえ、教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員が調査組織に加わるなど、柔軟に対応します。

イ 学校の設置者主体の調査組織

学校の設置者主体の調査は、第三者委員会方式（上尾市いじめ問題調査委員会）、もしくは教育委員会等方式で行います。上尾市いじめ問題調査委員には、弁護士、精神科医、心理・福祉の専門家等、学識経験者、その他教育委員会が推薦する者と定められています。教育委員会等方式では、教育委員会の指導主事に加えてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画します。

7 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

- 調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。
- 事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項（6項目）と、調査組織の構成や調査委員等、調査を行う体制が整った段階で説明する事項（7項目）があり、2段階に分けて行う。
- 調査を行う体制が整った段階で説明する事項について、関係児童生徒・保護者への説明も行う。

(1) 事前説明等を行うに当たっての準備

重大事態調査を行う前には、対象児童生徒・保護者に説明し、調査の目的や調査方法、見通し等について丁寧に説明し、共通理解を図ります。

説明に当たっては、複数名が同席し、説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決めておくようにします。説明の際、必要に応じて同意を得た上で録音することや記録を作成することも考えられます。児童生徒も同席する場合は、児童生徒の状況に配慮し、落ち着いた環境の中で説明を行えるよう説明の場や人選等に配慮します。

また、各説明事項の中には、状況によって流動的な事項があることや調査の進捗によって、臨機応変に対応することも、予め説明します。

重大事態発生後、詳細な調査を実施するまでもなく、不適切な対応により対象児童生徒や保護者を傷つけたことが明らかである場合は、詳細な調査結果を待たずして、

速やかに対象児童生徒・保護者に不適切な対応の経緯等を説明し、謝罪を行います。

なお、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請が必要な際は、保護者に丁寧に説明を行った上で手続を進めます。

(2) 対象児童生徒・保護者に対する事前説明

対象児童生徒・保護者に対して事前説明を行う際は、説明事項をリスト化して対象児童生徒・保護者に示すなど、説明内容を「見える化」することが望ましいです。事前説明は、以下のとおり2段階で実施します。

第1段階 【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】

※別添チェックリスト参照

- ① 重大事態の別・根拠
- ② 調査の目的
- ③ 調査組織の構成に関する意向の確認
- ④ 調査事項の確認
- ⑤ 調査方法や調査対象者についての確認
- ⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

第2段階 【体制が整った段階で説明する事項】

※別添チェックリスト参照

- ① 調査の根拠、目的
- ② 調査組織の構成
- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④ 調査事項・調査対象
- ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）
- ⑥ 調査結果の提供
- ⑦ 調査終了後の対応

なお、これらの説明において、対象児童生徒・保護者が、詳細な調査や事案の公表を望まない場合であっても、重大事態として法に基づき重大事態調査を行わなければなりません。

その際、対象児童生徒・保護者が希望する場合には、調査の実施自体や調査結果を、関係児童・保護者を含めた外部に対して明らかにしないまま行うことも可能です。その場合は、対象児童生徒・保護者の意向を確認し、学校の記録の確認等から事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなどの調査方法の工夫を行います。このように、対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して、丁寧に説明す

る必要があります

(3) 関係児童生徒・保護者に対する事前説明等

関係児童生徒・保護者に対しても事前の説明が必要です。重大事態調査は関係者の協力を前提とした調査であり、詳細な事実関係の確認を行うためには、関係児童生徒や保護者の協力が重要となります。

基本的には、(2)で示した対象児童生徒・保護者に対する説明のうち、【体制が整った段階で説明する事項】について、関係児童生徒・保護者に説明を行います。特に、調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行い、また関係児童生徒・保護者にも説明を行うことから、関係児童生徒・保護者に対し聴き取り調査等の実施前にそのことを説明することが必要です。

8 重大事態調査の進め方

- 学校は、調査開始日を教育委員会へ報告する。
- 重大事態調査の実施に当たっては、最初に、調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査機関の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図る。
- アンケート調査や聴き取りを行う際には、調査対象者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明してから行う。
- 対象児童生徒・保護者に対して、適切に経過報告を行うことが重要である。
- 調査報告書の作成における標準的な項目・記載内容を参考としつつ、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげられるようにする。

(1) 調査の進め方についての事前検討

※別添チェックリスト参照

〈事前に確認・検討すべき事項〉

- ・ 調査の目的・趣旨
- ・ 調査すべき事案の特定、調査事項の確認
- ・ 調査方法やスケジュール
- ・ 調査に当たっての体制
- ・ 調査結果の公表の有無、在り方

(2) 調査の実施

※別添チェックリスト参照

調査の進め方、スケジュールは上記のとおり調査組織において決定しますが、以下のような流れが想定されます。

①学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認

- ・学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料
- ・学校いじめ防止基本方針
- ・過去のアンケート、面談記録

②対象児童生徒・保護者からの聴き取り

③聴き取りやアンケート調査等の実施

- ・教職員からの聴き取り
- ・関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査の実施
- ・必要に応じて、学校以外の関係機関への聴き取り

④事実関係の整理（必要があれば追加で聴き取り等を実施）

⑤整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討

⑥報告書の作成、取りまとめ

(3) 関係資料の保存について

調査に活用したアンケートやその回答、アンケートや聴き取りをまとめた文書等は、指導要録の保存期間を踏まえ、当該児童生徒の卒業後5年間保存することとします。また、重大事態調査を行った後の調査報告書についても、同様とします。

但し、保存期間が迫る状況において、再調査に向けた具体的な動きがある場合には適宜保存期間を延長する。

9 調査結果の説明・公表

○調査が終了したら、対象児童生徒・保護者及び関係児童生徒・保護者に説明する調査報告書を、事前に教育委員会に提出する。

○精査した調査報告書に基づいて、対象児童生徒・保護者へ説明を行い、「保護者面談記録」を作成するとともに、「所見書」を提出することが可能であることを説明する。

○いじめを行った児童生徒・保護者にも説明を行う。

○教育委員会は、市長へ調査結果を説明する。対象児童生徒・保護者から「所見書」が提出されれば、併せてその内容も説明する。

○調査報告書を公表するか否かについては、教育委員会及び学校として、当該事案の内容や重大性、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案し、対象児童生徒・保護者の意向に基づいて判断する。

(1) 対象児童生徒・保護者への調査結果の説明

学校は、調査が終了したら、調査結果を対象児童生徒・保護者に説明する前に、調査報告書を教育委員会に提出します。その後、学校は、精査した調査報告書に基づい

て、対象児童生徒・保護者に対して、調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行い、また、その際の対象児童生徒・保護者の意向も踏まえて「保護者面談記録」を作成します。

調査結果の説明方法は、基本的には調査報告書本体を提示又は提供し、口頭で説明する方法が考えられます。なお、その際は、個人情報適切に管理することについて対象児童生徒・保護者と確認します。ただし、調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要です。

また、学校は、対象児童生徒・保護者に対して、重大事態調査結果を市長に報告する際に対象児童生徒・保護者からの「所見書」を合わせて提出することが可能であることを説明します。

(2) いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明

学校は、対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行います。

(3) 市長等への報告及び公表

教育委員会は、市長へ調査結果を説明します。その際、対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容も説明します。また、教育委員会会議においてもその旨を説明します。加えて、文部科学省に対して重大事態報告書の提供を行います。

また、調査報告書を公表するか否かについては、教育委員会及び学校として、当該事案の内容や重大性、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案し、対象児童生徒・保護者の意向に基づいて判断しますが、個人情報保護法や上尾市情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましいです。

そのため、対象児童生徒・保護者への調査結果の説明をする際に、公表についての意向を確認することが必要であり、その意向を「保護者面談記録」に記録します。

調査報告書の公表については、教育委員会が、下に示す指針に基づいて、市長部局と連携して行います。

1. 上尾市教育委員会のホームページに公表（原則公表日より6か月）及び報道機関に資料提供を行う。
2. 個人等が特定できない形とする。

報道機関等の外部に公表する場合、対象児童生徒、いじめを行った児童生徒およびそれらの保護者に加え、他の関係児童生徒・保護者等に対しても、事前に調査結果を報告することが望まれます。事前に調査結果とともに、再発防止策を説明しなければ、事実関係が正確に伝わらず、学校に対する不信を生む可能性があります。

10 重大事態調査の対応における個人情報保護

- 令和5年4月に施行された改正個人情報保護法に基づいて対応する。
- 対象児童生徒・保護者に調査結果の説明を行う。
- 調査報告書の公表を行う場合には、個人等が特定できないよう適切に整理する。

(1) 個人情報保護法に基づく基本的な対応

重大事態調査においては、その調査の過程で児童生徒等の個人情報を取り扱うこととなるため、学校において、個人情報保護法の規定に基づいて対応します。調査結果の提供や公表に限らず、調査の過程で収集した個人情報の記載された資料等の保管・破棄等も適切に行います。

(2) 調査報告書の提示・提供について

法28条第2項は「重大事態調査を行ったときは、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を、いじめを受けた児童生徒及び保護者に提供する」ことを求めています。これに基づいて、調査報告書の内容を対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行います。

(3) 調査報告書の公表に係る個人情報保護法との関係

公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、公表を行うべきでないと判断した部分を除いた部分を適切に整理した上で、公表を行います。その際は、個人情報保護法及び上尾市情報公開条例に基づいて対応します。

公表に際しても、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に確認をとることが必要です。

11 調査結果を踏まえた対応

- 学校は、調査報告書の内容を踏まえ、対象児童生徒が安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を継続する。
- 対象児童生徒が不登校となっている場合には、学びの継続に向けて家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して、学習支援や登校支援を行う。
- 学校は、いじめを行った児童生徒に対して、必要な指導及び支援を行う。
- 調査報告書の内容及び提言された再発防止策について真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底等、これまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組む。

(1) 対象児童生徒への支援やいじめを行った児童生徒への指導及び支援

調査報告書の内容を踏まえ、対象児童生徒が重大な被害を受けている場合には、心

のケアや、安心した学校生活を送ることができるようになるための支援を行います。不登校となっている場合には、学びの継続に向けて家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して学習支援や登校支援を継続します。

事案によっては、対象児童生徒といじめを行った児童生徒の間で長期的な環境調整が必要となる場合があります、その場合は、進級や進学、転学の際にも継続的に配慮するとともに、学校間で適切に引継ぎを行い、継続的に児童生徒の見守りを行う体制が必要です。その際には、指導要録や「児童生徒支援シート」を活用して情報共有を図ることが考えられます。

これらの支援において、教育委員会は、学校の対応を把握し、積極的に指導・助言及び支援に関わります。

また、いじめを行った児童生徒に対しては、保護者とも協力しながら、当該児童生徒が抱える課題や家庭環境、事案の内容を踏まえつつ成長支援の観点から指導及び支援を行います。また、必要に応じて、当該児童生徒や保護者に対して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等により適切な支援を行うことや、福祉に関する相談・支援を要する場合における子ども家庭総合支援センターなど、首長部局と連携し、関係機関等による支援につなげます。

このように、いじめを行った児童生徒に対して、保護者の協力を得ながら、個別に指導を行い、対象児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるようにします。また、事案の内容やいじめの状況を踏まえて、必要に応じて、いじめを行った児童生徒に対する懲戒を検討するとともに、教育委員会においては、出席停止措置の活用も検討します。

(2) 調査報告書で提言された再発防止策の実施

調査報告書において記載した再発防止策は具現化されないと意味がありません。調査報告書の内容及び提言された再発防止策について、真摯に受け止め、いじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の徹底等、これまでの対応の見直し、再発防止策の確実な実施に取り組みます。

(3) 調査後に教育委員会において検討を要する事項

事案への対応において、法律や基本方針等に照らして、重大な過失等が指摘される場合や教職員のいじめへの加担等が疑われる場合には、教育委員会が聴取等を行い、事実確認をした上で、懲戒処分事由に該当する行為等が認められれば埼玉県教育委員会へ内申を検討します。

12 地方公共団体の長による再調査

○重大事態調査の調査が当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために不十分である場合、市長が再調査を判断する。

(1) 再調査の概要

再調査を行うか否かについては、調査報告を受けた市長が、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があるかどうか、総合的に判断を行い、必要であると認めるときに行います。

再調査を行う必要があると考えられる場合としては、次のようなものが挙げられます。

- ①調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと市長が判断した場合
- ②事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、市長が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
- ③調査組織の構成について、市長が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

(2) 再調査の進め方

再調査においては、対象児童生徒・保護者が所見書を提出されている場合はその内容も踏まえつつ、再調査を行うに至った調査報告書の不十分な点について洗い出し、再調査において改めて調査を行う項目、観点を整理します。また、教育委員会は文部科学省に対して再調査の開始報告を行う。

(3) 再調査結果の説明、報告及び再調査結果を踏まえた対応

再調査結果を取りまとめた後は、本マニュアル 10「調査結果の説明・公表」を参考に、対象児童生徒・保護者、いじめを行った児童生徒・保護者への説明を行います。また、調査報告書及び再調査報告書を踏まえて、当該事案の対処や再発防止の取組を行います。

なお、再調査を実施した場合は、市長は、その結果を議会に報告します。報告内容については、個々の事案の内容に応じ、児童生徒の個人情報やプライバシーに配慮した上で、適切に判断します。また、教育委員会は、文部科学省に再調査報告書を提供します。

13 関係機関との連携について

いじめの重大事態、特に生命・心身財産重大事態の事案については、犯罪行為として取り扱われるべき事案も想定されます。そのような事案については、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要となります。

いじめへの対応については、いじめの重大事態であるか否かにかかわらず、その解消に向けては、警察や児童相談所等の関係機関、臨床心理士や弁護士などの専門家との連携が重要です。

14 自殺又は自殺が疑われる死亡事案への対応について

(1) 初期対応について

児童生徒の死亡事案が発生した場合には、速やかな事実確認と遺族への丁寧な関わりと教育委員会への報告を、役割分担しながら、同時に冷静に初期対応を行うことが大切です。

また、スクールカウンセラーによる児童生徒支援や学校支援については、市教育委員会と相談の上、市教育センターに連絡してください。

原因がいじめによるものか否かに関わらず、児童生徒の自殺については、以下の調査を行う必要があります。

ア 上尾市立〇〇小（中学校）における基本調査に関する確認事項について

イ 生徒指導関係調査項目（プロフィール）

(2) 外部への説明について

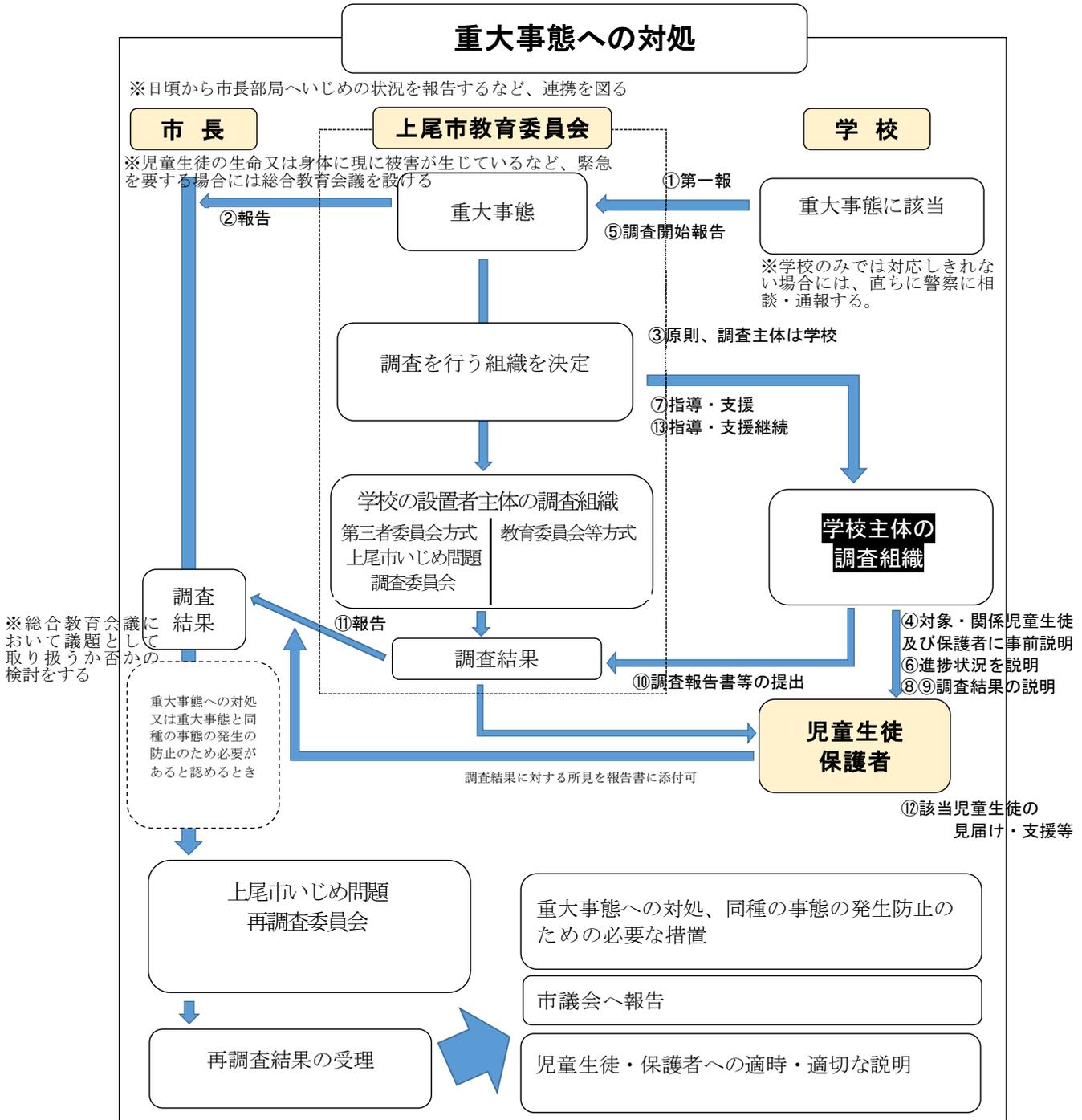
自殺事案において、その事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるにあたっては、遺族からの了解をとるよう努めます。

遺族が自殺であると伝えることを了解されない場合、「事故死であった」「転校した」などと説明することは、学校が嘘をつくことになり、児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、「急に亡くなられたと聞いています」という表現に留めるなどの工夫を行う必要があります。

保護者、記者会見など外部に説明する際は、その都度、説明内容を事前に遺族に伝える必要があります。その際、配布資料等、文書として外部に出す場合には、事前に文案の了解をとるよう努めます。

15 いじめの重大事態対応フロー図

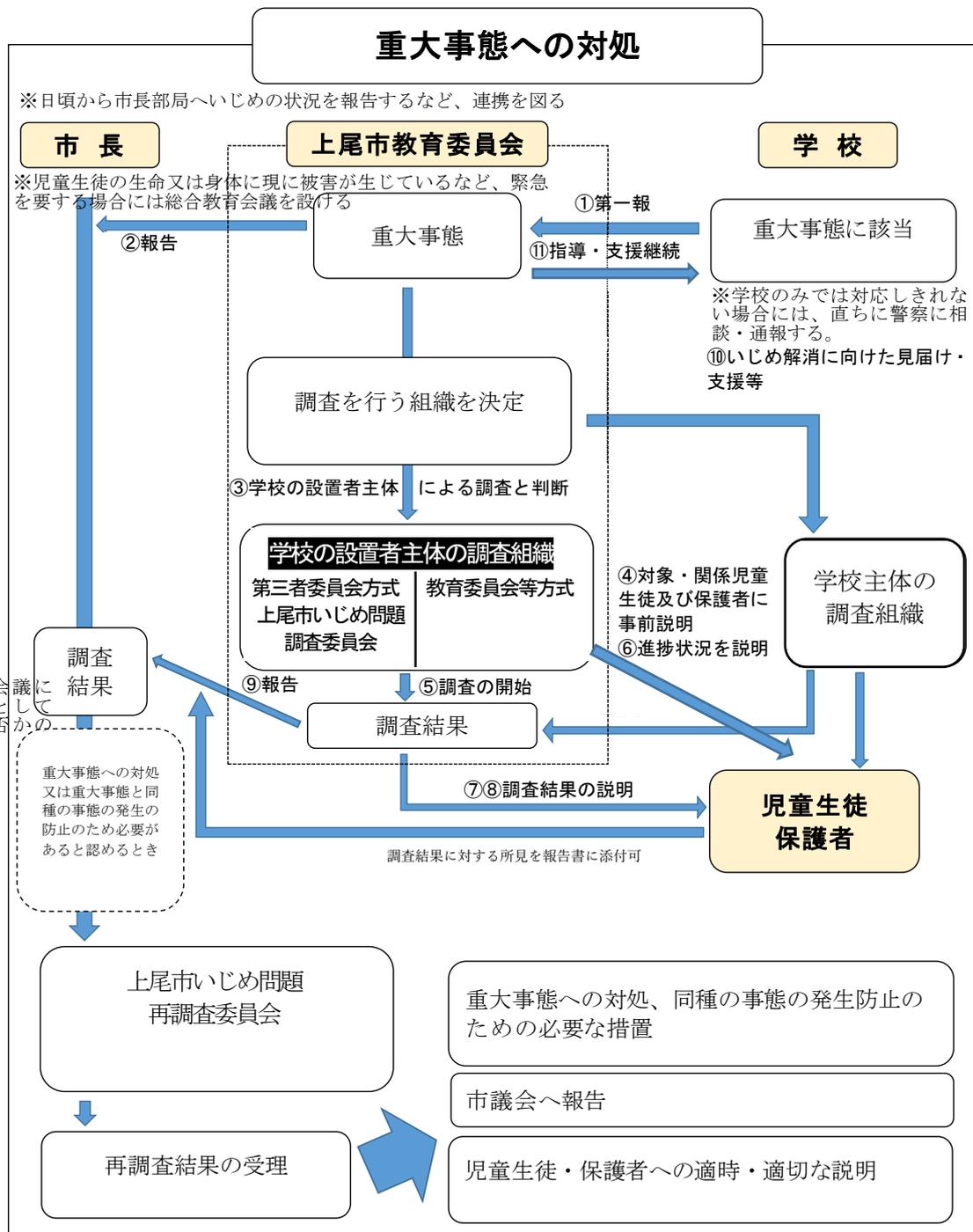
【学校主体の調査組織による対応フロー】



※重大事態の発生及び調査結果の報告については、教育委員会会議において議題として取り扱う。

学校	教育委員会	市長
<p>①いじめ重大事態として認定した場合、教育委員会に第一報を入れる。</p> <p>※警察に相談・通報すべきかどうかの判断に当たっては、犯罪行為に該当しなくとも、現に重大な被害が生じている、又は重大な被害に発展するおそれがある場合は警察において注意・説諭も期待できることから、学校が警察へ積極的に相談・通報を行う。</p> <p>③市では、原則、調査の主体は学校と定めているため、各校で定めている「いじめの防止基本方針」に示されているチームにおいて、事案の状況を確認するとともに、対応方針（調査組織、調査事項、調査方法、調査対象、窓口となる担当者等）を検討する。</p> <p>④③で検討した内容をもとに、対象・関係児童生徒に、重大事態調査に係る２段階の事前説明・確認を行う。</p> <p>1段階 ア重大事態の別・根拠イ調査の目的ウ調査組織の構成エ調査事項オ調査方法・調査対象カ窓口となる担当者</p> <p>2段階 ア調査の目的イ調査組織の構成ウ調査期間エ調査事項・調査対象オ調査方法カ調査結果の提供キ調査終了後の対応</p> <p>⑤調査開始日（２段階目の説明が完了した日以降）を教育委員会へ報告する。</p> <p>⑥定期的にいじめ重大事態に係る会議を開催し、情報共有、今後の調査内容、対象児童生徒及び関係児童生徒への支援などについて組織的に対応する。 また、調査の進捗を定期的に対象児童生徒・保護者に連絡し、状況を説明する。 調査全体の流れ（例） ※関係資料は卒業後５年間保存する。 アこれまで作成している対応記録等の確認イ対象児童生徒・保護者からの聴き取りウ教職員、関係児童生徒を対象とした聴き取りやアンケート調査等エ事実関係の整理オ事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討カ調査報告書の作成</p> <p>⑧調査報告書をもとに、対象児童生徒・保護者側に調査結果の説明（所見書の提出及び調査報告書の公表に係る意向確認含む）を行う。なお、その際、学校は、保護者面談記録を作成する。</p> <p>⑨いじめを行った児童生徒・保護者に調査結果の説明を行う。</p> <p>⑩対象児童生徒・保護者側に調査結果の説明が終了したら、調査報告書と保護者面談記録を教育委員会に提出する。</p> <p>⑫いじめ解消に向けて、いじめ認知から最低３か月は経過を観察し、いじめが解消されているかどうかを見届ける。</p>	<p>②市長報告を行う。</p> <p>・教育委員会会議において発生報告を議題として取り扱う。</p> <p>※児童生徒の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合には、総合教育会議を設ける。</p> <p>⑦学校と密に連絡をとり、調査状況を把握するとともに、指導を行いながら、いじめ解消に向けて支援する。（学校を支援する。）</p> <p>⑪調査が完了したことを市長に報告する。なお、その際、学校から提出された調査報告書と保護者面談記録を市長に提出する。</p> <p>・教育委員会会議において調査報告を議題として取り扱うか否かの検討をする。</p> <p>・更なる調査等が必要と認めるときは市長が設置した附属機関等が再調査を行う。</p> <p>・再調査終了後、該当児童生徒及び保護者へ説明を行う。併せて、市議会へ報告する。</p> <p>⑬連携しながらいじめ解消に向けて指導・支援を継続する。</p>	<p>・教育委員会から、いじめ重大事態の発生について報告を受ける。</p>

【学校の設置者主体の調査組織による対応フロー】



※重大事態の発生及び調査結果の報告については、教育委員会会議において議題として取り扱う。

学校	教育委員会	市長
<p>①いじめ重大事態として認定した場合、教育委員会に第一報を入れる。</p> <p>※警察に相談・通報すべきかどうかの判断に当たっては、犯罪行為に該当しなくとも、現に重大な被害が生じている、又は重大な被害に発展するおそれがある場合は警察において注意・説諭も期待できることから、学校が警察へ積極的に相談・通報を行う。</p>	<p>②市長報告を行う。 ・教育委員会会議において発生報告を議題として取り扱う。</p> <p>※児童生徒の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合には、総合教育会議を設ける。</p> <p>③事案の状況を確認するとともに、調査組織を決定し、対応の方針（調査組織、調査事項、調査方法、調査対象窓口となる担当者）を検討する。</p> <p>④③で検討した内容をもとに、対象・関係児童生徒に、重大事態調査に係る２段階の事前説明・確認を行う。 1段階 ア重大事態の別・根拠イ調査の目的ウ調査組織の構成エ調査事項オ調査方法カ調査対象力窓口となる担当者 2段階 ア調査の目的イ調査組織の構成ウ調査期間エ調査事項・調査対象オ調査方法カ調査結果の提供キ調査終了後の対応</p> <p>⑤調査を開始する。</p>	<p>・教育委員会から、いじめ重大事態の発生について報告を受ける。</p>
<p>該当児童生徒への継続的な見届け・支援等</p> <p>⑩いじめ解消に向けて、いじめ認知から最低3か月は経過を観察し、いじめが解消されているかどうかを見届ける。</p>	<p>⑥定期的にいじめ重大事態に係る会議を開催し、情報共有、今後の調査内容、対象児童生徒及び関係児童生徒への支援などについて組織的に対応する。また、調査の進捗を定期的に対象児童生徒・保護者に連絡し、状況を説明する。 調査全体の流れ（例）※関係資料は卒業後5年間保存する。アこれまで作成している対応記録等の確認イ対象児童生徒・保護者からの聴き取りウ教職員、関係児童生徒を対象とした聴き取りやアンケート調査等エ事実関係の整理オ事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討カ調査報告書の作成</p> <p>⑦調査報告書をもとに、対象児童生徒・保護者側に調査結果の説明（所見書の提出及び調査報告書の公表に係る意向確認含む）を行う。なお、その際、保護者面談記録を作成する。</p> <p>⑧いじめを行った児童生徒・保護者に調査結果の説明を行う。</p> <p>⑨対象児童生徒・保護者側に調査結果の説明が終了したら、調査が完了したことを市長に報告する。なお、その際、調査報告書と保護者面談記録を市長に提出する。教育委員会会議において調査報告を議題として取り扱う。</p> <p>⑪連携しながらいじめ解消に向けて指導・支援を継続する。</p>	<p>・教育委員会から、いじめ重大事態の調査が完了したことについての報告を受ける。 ・総合教育会議において調査報告を議題として取り扱うか否かの検討をする。 ・更なる調査等が必要と認めたときは市長が設置した附属機関等が再調査を行う。 ・再調査終了後、該当児童生徒及び保護者へ説明を行う。併せて、市議会へ報告する。</p>

版数	発行日	改訂内容
第1版	令和5年8月	初版発行
第2版	令和6年2月	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、警察へ相談・通報することを記載 ・総合教育会議において議題として取り扱うか検討することについて記載
第3版	令和7年1月	いじめの重大事態の調査に関するガイドライン (文部科学省 令和6年8月改訂版)を踏まえて改訂
第4版	令和8年4月	対応フローを具体的に記載

上尾市いじめ重大事態対応マニュアル（令和8年4月改訂版（予定））に係る新旧対照表

	改正前	改訂後	頁	改訂理由
1	<p>(3) 市長等への報告及び公表 教育委員会は、市長へ調査結果を説明します。その際、対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容も説明します。また、文部科学省に対して重大事態報告書の提供を行います。</p>	<p>(3) 市長等への報告及び公表 教育委員会は、市長へ調査結果を説明します。その際、対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容も説明します。また、教育委員会会議においてもその旨を説明します。加えて、文部科学省に対して重大事態報告書の提供を行います。</p>	11	調査結果については、教育委員会会議においても説明をするため。
2	<p>⑥調査の開始</p>	<p>削除</p>	16	調査開始報告を重複して記載していたため。
3	<p>(調査結果のフローにおいて) ※教育委員会会議において議題として取り扱う。</p>	<p>※重大事態の発生及び調査結果の報告については、教育委員会会議において議題として取り扱う。</p>	16	重大事態の発生についても、教育委員会会議において議題と取り扱うようにするため。

4	記載なし	<p>・教育委員会会議において発生報告を議題として取り扱う。</p>	17	<p>重大事態の発生についても、教育委員会会議において議題と取り扱うようにするため。</p>
5	<p>③市では、原則、調査の主体は学校と定めているため、各校で定めている「いじめの防止基本方針」に示されているチームにおいて、対応の方針を定める。</p>	<p>③市では、原則、調査の主体は学校と定めているため、各校で定めている「いじめの防止基本方針」に示されているチームにおいて、事案の状況を確認するとともに、対応方針（調査組織、調査事項、調査方法、調査対象、窓口となる担当者等）を検討する。</p>	17	<p>「対応の方針を定める」の内容を具体的に明記し、調査主体が適切に対応できるようにするため。</p>
6	<p>④対象・関係児童生徒に、重大事態調査に係る事前説明・確認を行う。</p>	<p>④③で検討した内容をもとに、対象・関係児童生徒に、重大事態調査に係る２段階の事前説明・確認を行う。</p> <p>1 段階 ア 重大事態の別・根拠イ 調査の目的 ウ 調査組織の構成エ 調査事項オ 調査方法・調査対象カ 窓口となる担当者</p> <p>2 段階 ア 調査の目的イ 調査組織の構成ウ 調査期間エ 調査事項・調査対象オ 調査方法カ 調査結果の提供キ 調査終了後の対応</p>	17	<p>「事前説明・確認」の内容を具体的に明記し、調査主体が適切に対応できるようにするため。</p>
7	<p>⑤調査開始日を教育委員会へ報告する。</p>	<p>⑤調査開始日（２段階目の説明が完了した日以降）を教育委員会へ報告する。</p>	17	<p>調査開始日を明確にし、調査主体が適切に対応できるようにするため。</p>
8	<p>⑥調査を開始する。組織的に対応するためにも、定期的にいじめ重大事態に係る会議を開催し、情報共有、今後の調査内容、対象児童生徒及び関係児童生徒への支援などについて</p>	<p>⑥定期的にいじめ重大事態に係る会議を開催し、情報共有、今後の調査内容、対象児童生徒及び関係児童生徒への支援などについて組織的に対応する。</p>	17	<p>フロー図によれば⑥の項目は「調査の進捗状況を説明」することを示しており、調査を開始する段階ではなかったため。また「組織的に」が重複していたため。</p>

	て組織的に対応する。 また、調査の進捗を定期的に対象児童生徒・保護者に連絡し、状況を説明する。	また、調査の進捗を定期的に対象児童生徒・保護者に連絡し、状況を説明する。		
9	記載なし	調査全体の流れ (例) ※関係資料は卒業後5年間保存する。 アこれまで作成している対応記録等の確認 イ対象児童生徒・保護者からの聴き取り ウ教職員、関係児童生徒を対象とした聴き取りやアンケート調査等 エ事実関係の整理 オ事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討 カ調査報告書の作成	17	「調査全体の流れ (例)」を具体的に明記し、調査主体が適切に対応できるようにするため。
10	⑧調査報告書をもとに、対象児童生徒・保護者側に調査結果の説明を行う。なお、その際、学校は、保護者面談記録を作成する。	⑧調査報告書をもとに、対象児童生徒・保護者側に調査結果の説明 (所見書の提出及び調査報告書の公表に係る意向確認含む) を行う。なお、その際、学校は、保護者面談記録を作成する。	17	「調査結果の説明」を具体的に明記し、調査主体が適切に対応できるようにするため。
11	(調査結果の報告のフローにおいて) ※教育委員会会議において議題として取り扱う。	※重大事態の発生及び調査結果の報告については、教育委員会会議において議題として取り扱う。	18	重大事態の発生についても、教育委員会会議において議題と取り扱うようにするため。
12	③調査組織を決定し、対応の方針を定める。	③事案の状況を確認するとともに、調査組織を決定し、対応の方針 (調査組織、調査事項、調査方法、調査対象窓口となる担当者) を検討する。	19	「対応の方針を定める」の内容を具体的に明記し、調査主体が適切に対応できるようにするため。
13	記載なし	・教育委員会会議において発生報告を議題として取り扱う。	19	重大事態の発生についても、教育委員会会議において議題と取り扱うようにするため。
14	④対象・関係児童生徒に、重大事態調査に係	④③で検討した内容をもとに、対象・関係児	19	「事前説明・確認」の内容を具体的に明記し、

	る事前説明・確認を行う。	童生徒に、重大事態調査に係る２段階の事前説明・確認を行う。 1 段階 ア 重大事態の別・根拠イ 調査の目的 ウ 調査組織の構成エ 調査事項オ 調査方法・調査対象カ 窓口となる担当者 2 段階 ア 調査の目的イ 調査組織の構成ウ 調査期間エ 調査事項・調査対象オ 調査方法カ 調査結果の提供キ 調査終了後の対応	調査主体が適切に対応できるようにするため。
15	⑥組織的に対応するためにも、定期的にいじめ重大事態に係る会議を開催し、情報共有、今後の調査内容、対象児童生徒及び関係児童生徒への支援などについて組織的に対応する。 また、調査の進捗を定期的に対象児童生徒・保護者に連絡し、状況を説明する。	⑥定期的にいじめ重大事態に係る会議を開催し、情報共有、今後の調査内容、対象児童生徒及び関係児童生徒への支援などについて組織的に対応する。 また、調査の進捗を定期的に対象児童生徒・保護者に連絡し、状況を説明する。	19 「組織的に」が重複していたため。
16	記載なし	調査全体の流れ (例) ※関係資料は卒業後5年間保存する。 ア これまで作成している対応記録等の確認イ 対象児童生徒・保護者からの聴き取りウ 教職員、関係児童生徒を対象とした聴き取りやアンケート調査等エ 事実関係の整理オ 事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討カ 調査報告書の作成	19 「調査全体の流れ (例)」を具体的に明記し、調査主体が適切に対応できるようにするため。
17	⑦調査報告書をもとに、対象児童生徒・保護者側に調査結果の説明を行う。なお、その際、保護者面談記録を作成する。	⑦調査報告書をもとに、対象児童生徒・保護者側に調査結果の説明 (所見書の提出及び調査報告書の公表に係る意向確認含む) を行う	19 「調査結果の説明」を具体的に明記し、調査主体が適切に対応できるようにするため。

18	<p>⑨対象児童生徒・保護者側に調査結果の説明が終了したら、調査が完了したことを市長に報告する。なお、その際、学校から提出された調査報告書と保護者面談記録を市長に提出する。教育委員会会議において調査報告を議題として取り扱う。</p>	<p>⑨対象児童生徒・保護者側に調査結果の説明が終了したら、調査が完了したことを市長に報告する。なお、その際、調査報告書と保護者面談記録を市長に提出する。教育委員会会議において調査報告を議題として取り扱う。</p>	<p>19 本フロー図は「学校の設置者主体の調査組織による対応フロー」を示しており、調査報告書は学校から提出されないため。</p>

上尾市いじめ問題対策連絡協議会運営規則

上尾市いじめ問題対策連絡協議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例（平成26年上尾市条例第24号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、上尾市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 協議会の会議は、定例会議及び臨時会議とする。

2 定例会議は、毎年度、2回これを招集する。

3 臨時会議は、必要がある場合において、これを招集する。

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。